

租特透明化法に基づく

連結法人における適用額明細書の記載の手引

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。



平成 25 年 7 月

国 税 庁

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要	(1)
1	適用額明細書の様式	(2)
2	Q&A	(3)
3	適用額明細書の提出（流れ）	(5)
II	適用額明細書の書き方	(6)
1	記載要領	(6)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方	(7)
3	整理番号・業種番号の表示位置	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで行った法人）	(9)
	・ 【e-Taxを利用して提出する場合】	(10)
	・ 事業種目・業種番号一覧表	(11)
4	記載に当たっての留意事項	(13)
	・ 記載誤りにご注意ください	(14)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）	目次：〔1〕～〔5〕
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	1～101
	国税庁ホームページへの掲載	102

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

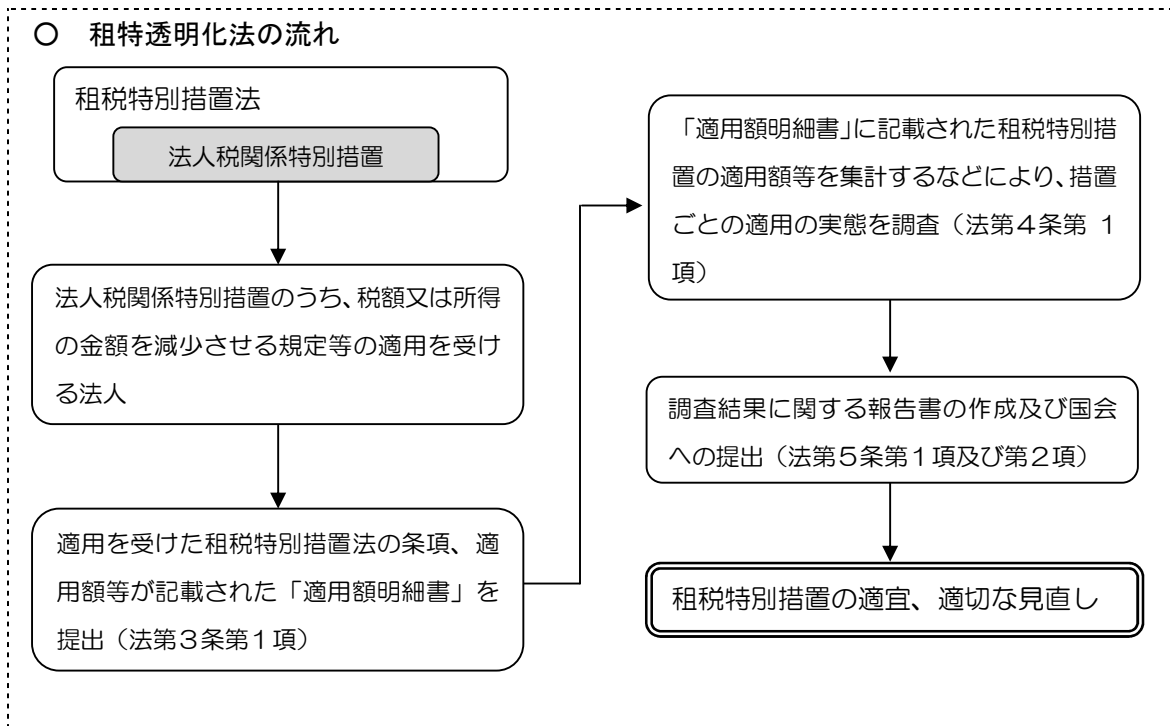
(注) この手引は、平成25年4月12日現在の法令に基づいて作成しています。

I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります。（法第 1 条）



1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」の、様式は以下のとおりです。

なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

F B 4 0 6 0

様式第二

平成 年 月 日 自平成 年 月 日 連結事業年度分の適用額明細書
 税務署長殿 至平成 年 月 日 (当初提出分・再提出分)

納税地 (フリガナ) 電話() 連続グループ管理番号
 法人名 連続税法人管理番号
 提出枚数 枚 目 枚目
 事業種目 業種番号
 提出年月日 平成 年 月 日

当議適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
 OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		
第 68 条の 第 項 第 号		

この用紙はご自身で準備してください。

※ 「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
 ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞[手続名]カラーOCR帳票（法人税申告書等）

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」としていただいている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

2 Q & A

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注） 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第 2 条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考） 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 5 「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

A5 「適用額明細書」については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードが可能です。

（掲載場所）ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>法人税>[手続名] カラーOCR帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

A6 「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能です。

詳しくはe-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

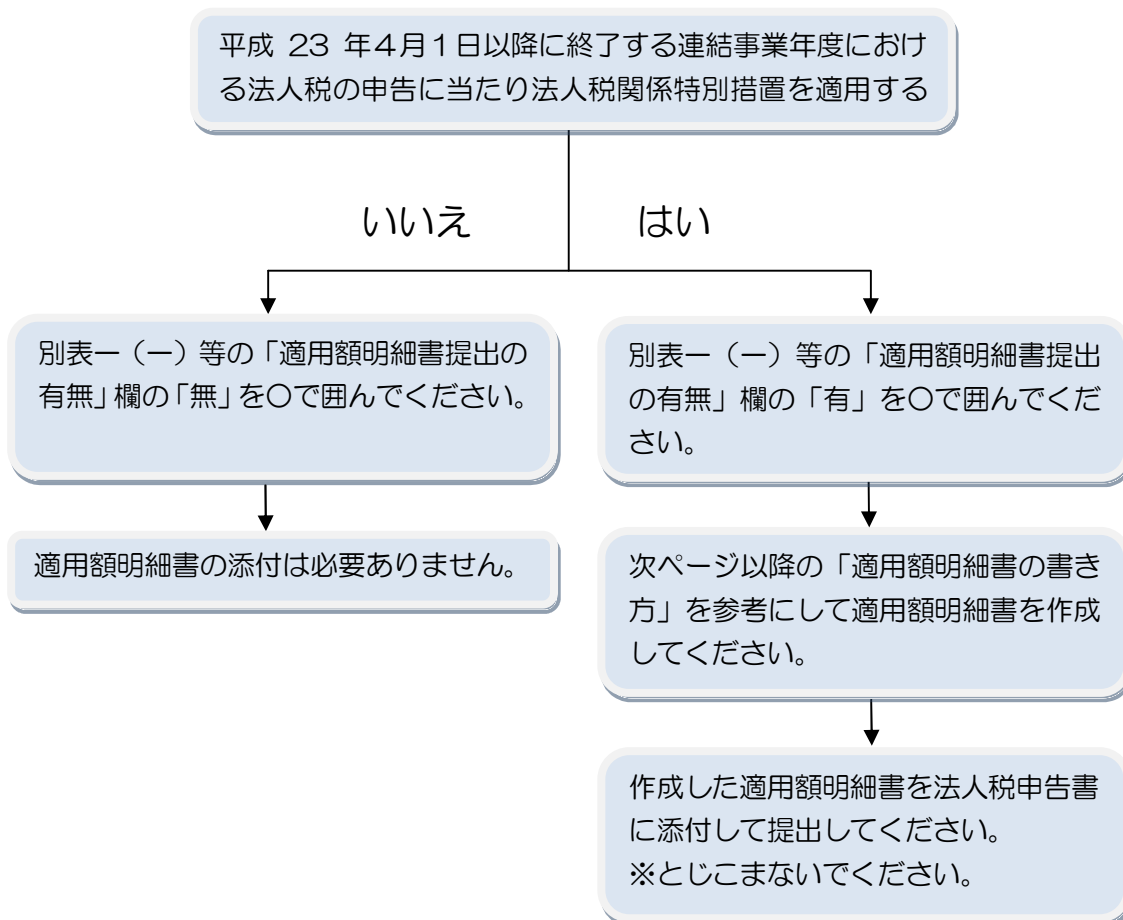
Q 8 震災特例法の規定により租税特別措置法を準用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

A8 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第25条の5第1項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六の二(三)及び六の二(四)に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

3 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Taxソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②整理番号	P(8)～P(10)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Taxソフトにより提出される場合は不要です。
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④事業種目 (P(11)～P(13)の表を参照)	その連結事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Taxソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤業種番号 (P(11)～P(13)の表を参照)	【書面での申告】 P(8)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Taxでの申告】 e-Taxソフトをご利用されている場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。
⑥期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Taxにより提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

2 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第二

FB4060

平成 25 年 7 月 1 日	自平成 24 年 05 月 01 日	連結事業年度分の適用額明細書
魏町 税務署長殿	至平成 25 年 04 月 30 日	① (当初提出分・再提出分)
納税地 東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号 00123333	
(フリガナ) カシカイヤ コゼイショウ	③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目	
法人名 株式会社 国税商事	④ 専業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35	
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 1 0 0 0 0 0 0 0 0 円	提出年月日 平成 年 月 日	
⑦ 所得金額又は欠損金額 1 0 0 0 0 0 0 0 円		

この用紙はとじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成25年旧措置法第68条の9第6項第	⑨ 10008	⑩ 300000
第68条の9第6項第		

(別表様式)

※「平成25年旧措置法」を適用する場合には、租税特別措置法の条項欄の上の余白部分に「平成25年旧措置法」と記載してください。

7欄

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の9第6項」※1又は「第68条の9第6項」※2

② 区分番号に、「10008」※1又は「10412」※2

③ 適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください

※1 平成25年旧措置法第68条の9第6項「10008」平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第6項「10412」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

控除	当期分の特別控除額 (5)-(6)	7	300,000
----	-------------------	---	---------

繰越税額控除の計算に関する明細		金額	単位
①	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	17	円
②	当連結親法人事業年度の月数 / 前連結親法人事業年度の月数	18	—
③	改正試験研究費の額の合計額 (17)×(18)	19	円
④	改正試験研究費の額の合計額 / 各中小連結法人の前事業年度及び他の前連結親事業年度の月数調整後の調整後の合計	20	円
⑤	上の記号以外	21	円
繰越中小連結法人税額控除超過	前期繰越額又は当期控除額	23	円
	当期控除可能額	24	円
	翌期繰越額 (22)-(23)		円
当期分	(2)	(5)	外

別表六の二(四) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一の二(一)連結申告用

東京都千代田区大手町1-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税太郎	平成 24 年 5 月 1 日 平成 25 年 4 月 30 日	06 3500 00 *	連結グループ整理番号 0012333 上記の番号は、貴連結法人（連結グループ）の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
--	-------------------------------------	--------------	--

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
 【注意】印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)~P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

税務署長

連結事業年度分

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、連結事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限を過ぎますので、次の事項に留意の上、期限内に申告・納付をお願いします。

（適用額明細書）

FB4060

様式第二

平成 25 年 7 月 1 日 自平成 24 年 05 月 01 日 連結事業年度分の適用額明細書
 至平成 25 年 04 月 30 日 ①当初提出分 再提出分

麹町 税務署長殿

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 連結グループ整理番号	0012333	この用紙はどじこまないでください
	電話(03) 3313-3313	② 連結親法人整理番号	00456789	
法人名	株式会社 国税商事	③ 提出枚数	1 枚 うち 1 枚目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	⑥ 10000000	④ 業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35	
所得金額又は欠損金額	⑦ 10000000	提出年月日	平成 年 月 日	

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		十萬 百万 千 円
⑧ 平成25年旧措置法 第68条の9第6項第号	⑨ 10008	⑩ 300000
第68条の第項第号		

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 YYYYYYYYYYXXXXX	① 別表一の二(一)連結申告用
連結グループ整理番号 0012333	
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	麴町 税務署長
平成 24 年 05 月 01 日	連結事業年度分の連結確定申告について
平成 25 年 04 月 30 日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

（適用額明細書）

様式第二

FB4060

平成 25 年 7 月 1 日	自平成 24 年 05 月 01 日	連結事業年度分の適用額明細書
麴町 税務署長殿	至平成 25 年 04 月 30 日	① 当初提出分・再提出分
納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1	② 連結グループ整理番号 0012333	
電話(03) 3313-3313	③ 連結親法人整理番号 00456789	
(フリガナ) カシキインヤ コベイショウ	④ 提出枚数 1 枚	うち 1 枚目
法人名 株式会社 国税商事	④ 業種目 医薬品卸売業	⑤ 業種番号 35
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 10000000	⑦ 所得金額又は欠損金額 10000000	⑧ 平成 25 年旧措置法第 68 条の 9 第 6 項第 9 号

この用紙はどじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 25 年旧措置法第 68 条の 9 第 6 項第 9 号	⑨ 10008	⑩ 3000000
第 68 条の 第 項第 号		

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して入力してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXX	① 別表一の二(一)連結申告用
整理番号 0012333	
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	
麴町 税務署長	
平成 24 年 05 月 01 日	連結事業年度分の連結確定申告について
平成 25 年旧措置法	平成 25 年 04 月 30 日
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

(適用額明細書)

様式第二

平成 25 年 7 月 1 日
麴町 税務署長殿

自 平成 24 年 5 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書
至 平成 25 年 4 月 30 日 (当初提出分・ 再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 連結グループ整理番号	0012333
(フリガナ)	カシガイイホコトエイシャジ	③ 連結親法人整理番号	00456789
法人名	株式会社 国税商事	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	④ 事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円	提出年月日	年 月 日

※ 訂正箇所のみ記載するのでな

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 25 年旧措置法 第 68 条の 9 第 6 項 第 号	⑨ 10008	⑩ 300,000 円
第 68 条の 第 項 第 号		

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を入力してください。
※ e-Tax ソフトをご利用の方につきましては、P(11)～P(13)の表を帳票ヘルプからもご確認いただけます。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号	
食料品製造業	01	水産食料品	金属製品製造業	
		調味料		被覆、彫刻、その他の金属表面処理
		精穀、製粉		くぎ、ボルト、ナット、線材製品
		砂糖	機械製造業	その他の金属製品
		菓子		金属加工機械
		パン類		繊維機械
		清涼飲料		農業用機械
		酒類		建設機械
		畜産食料品		産業用機械
		その他の食料品		事務用・サービス用・民生用機械器具
製糸、紡績、ねん糸業	02	産業用電気機械器具製造業	その他の機械	
			製糸	産業用電気機械器具
			紡績	電子機器
織物業	03	民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	
			ねん糸	通信機械器具製造業
		綿・スフ織物	通信機械器具	
		絹・人絹織物	その他の織物	
毛織物	ニット	04	ニット	
その他の織物	染色整理業	05	染色整理	
ニット製造業	その他の繊維工業	06	その他の繊維工業	
衣服、その他の繊維製品製造業	07	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	
			男子服、作業服、学校服	鉄道車両
			婦人、子供服	自転車・オートバイ
		ワイシャツ、下着	船舶	
		帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	その他の輸送用機械器具	
その他の繊維製品	理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等		
木材、木製品製造業	08	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	
			時計・同部品製造業	時計・同部品
		製材	家具、装備品製造業	09
木製容器	事務用品			
その他の木製品	パルプ、紙、紙製品製造業	10	その他の製造業	
家具				貴金属製品
建具				楽器、レコード
その他の家具・装飾品	新聞、出版、印刷業	11	装身具、装飾品	
パルプ、紙				プラスチック製品
紙製容器				その他の製造
その他のパルプ・紙製品	化学工業	12	飲食料品卸売業	
新聞、出版				米穀類
印刷				野菜、果物
製版、製本、その他の印刷物加工				食肉
化学肥料				生鮮魚介そう
有機化学工業製品	その他の農水畜産物			
化学繊維	石油製品製造業	13	酒類	
油脂加工品、石けん、塗料等				乾物
医薬品	石炭製品製造業	14	菓子、パン類	
その他の化学工業				その他の飲食料品
その他の石油製品	ゴム製品製造業	15	生糸、繭、原糸、繊維品	
石炭製品	皮革・同製品製造業	16	呉服、太物	
ゴム製品	窯業、土石製品製造業	17	繊維品卸売業	
皮革製品				その他の織物
ガラス・同製品				洋服類
セメント・同製品				寝具類
建設用粘土製品、耐火物				靴、履物
陶磁器・同関連製品	鉄鋼業	18	かばん、袋物	
その他の窯業・土石製品				下着類
鉄鋼	非鉄金属製造業	19	小間物	
銑鉄鋳物				洋品雑貨、その他の繊維品
銑鉄鋳物	金属製品製造業	20	建築材料卸売業	
非鉄金属				木材、竹材
構築用金属製品	金属製品製造業	20	セメント	
金属打抜き・プレス加工				

	事業種目	業種番号	事業種目	業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45
	その他の建築材料		化粧品		
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46
	荒物			各種商品小売	
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽用品 等小売業	スポーツ用品	47
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品	
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35	趣味・娯楽用品 等小売業	楽器、レコード	47
	化粧品			貴金属製品、宝石	
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	49
	自動車・同部品			燃料	
	輸送用機械器具			書籍、雑誌	
	精密機械器具			文房具、紙	
	電気・通信機械器具			中古品	
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37	その他の小売業	農機具	49
	石油			写真機、写真材料	
	鉱物			時計、眼鏡	
	鉄鋼			自動車、自転車	
	非鉄金属			土産物	
貿易業	貿易	38	総合建設業	その他の小売	51
	輸出			一般土木建築工事	
	輸入			土木工事	
その他の卸売業	紙、紙製品	39	職別建設業	建築工事	52
	再生資源			木造建築工事	
	家庭用金物			職別土木建築工事	
	建築用金物			電気・通信工事	
	薪炭類		管工事	その他の設備工事	61
	肥料		鉄道業		
	文房具		道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62
	がん具、娯楽用品			ハイヤー、タクシー	
	貴金属製品、宝石		道路貨物運送業	貨物自動車	63
	その他の卸売			その他の道路貨物運送	
飲食料品小売業	各種食料品	41	水運業	水運	64
	酒		倉庫業	倉庫	65
	食肉		放送・電信・電話 業	放送	66
	鮮魚			電信・電話	
	野菜、果物		電気供給業	電気供給	67
	菓子、パン類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68
	米穀類		その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	航空運輸	69
	料理品			運輸付属サービス	
	その他の飲食料品			水道	
	織物小売業		呉服	42	対個人サービス業
洋服地		洗い張り、染物			
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43	対個人サービス業	写真	71
	男子既製服			理髪	
	男子注文服			美容	
	婦人・子供服			浴場	
	靴			ソーブランド	
	履物			駐車場	
	洋品雑貨			保育所、老人ホーム	
	小間物			その他の対個人サービス	
その他の衣服・身の回り品	44	対事業所サービス業	広告	72	
家具、建具			物品賃貸		
金物			情報サービス、興信所		
荒物			その他の対事業所サービス		
陶磁器、ガラス器		映画業	映画館	73	
家庭用電気機械器具	映画サービス				
家具、建具、じゅう器小売業	その他のじゅう器				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81	
	ゴルフ場			林業		
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82	
	その他の娯楽		金属鉱業		83	
その他のサービス	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84	
	医療保険		原油・天然ガス鉱業		85	
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86	
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業		
	その他のサービス		銀行・信託業	銀行	87	
自動車修理業	自動車修理	76				
その他の修理業	機械修理	77		信用金庫		
	電気機械修理			信用組合		
	その他の修理		農業協同組合			
料理・飲食店業	料亭	78	銀行・信託業	漁業協同組合		
	日本料理			その他の銀行・信託		
	大衆酒場、小料理			質屋		
	外国料理		その他の金融業	貸金	88	
	すし		証券、商品取引業	その他の金融		
	そば、うどん		保険、保険サービス業	証券、商品取引	89	
	バー		不動産業	保険、保険サービス	90	
	キャバレー					
	喫茶					
	その他の飲食		建売、土地売買	91		
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	不動産代理仲介		99	
	ラブホテル、モーテル		その他の不動産			
	ホテル、普通旅館		教育			
	その他の旅館		分類不能			

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、他の書類にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小連結法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 連結所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

《適用額明細書》

- ① 法人税申告書別表一の二(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「連結所得金額又は連結欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。
※ 連結欠損金額は、金額に「△」又は「-」を付してください。

- ③ 中小連結法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、連結所得金額が800万円を超える連結事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

FB4060

4年 5月 1日 連結事業年度分の適用額明細書
5年 4月 30日 (当初提出)・再提出分

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額	40000000
所得金額又は欠損金額	180358238

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の8第1項第1号 平成25年旧措置法	10369	8000000
第68条の9第6項第1号	10008	3056976
第68条の9第9項第1号	10010	763335
第68条の9第2項第1号	10289	2940000
第68条の9第1項第1号	10274	3000000

- ④ 連結所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小連結法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置の記載は必要ありません。

- ② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を確認の上、記載してください。

目 次

- ・【別表一の二（一）】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）
一般社団法人等及び人格のない社団等の分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・【別表一の二（二）】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－公益法人等（一般社団法人等を除く。）
及び協同組合等の分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・【別表一の二（三）】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例・特定の医療法人
である連結親法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分・・・・・・・・・・ 3
- ・【別表六の二（三）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・ 4
- ・【別表六の二（四）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業者等）
中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・ 5
- ・【別表六の二（五）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・ 6
- ・【別表六の二（七）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の
特別控除
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する
明細書・・ 7
- ・【別表六の二（八）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の
特別控除
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する
明細書・・ 8
- ・【別表六の二（九）】中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・ 9
- ・【別表六の二（十）】事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・ 10
- ・【別表六の二（十一）】沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場
合の法人税額の特別控除・沖縄の情報通信産業振興地域におい
て工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の
産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得し
た場合の法人税額の特別控除・沖縄の国際物流拠点産業集積地
域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除・沖縄の特定地域において工業用機械等

	を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	11
・【別表六の二（十二）】	沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	13
・【別表六の二（十三）】	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	14
・【別表六の二（十四）】	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	15
・【別表六の二（十五）】	国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	
	国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	16
・【別表六の二（十六）】	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	17
・【別表六の二（十七）】	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	18
・【別表八の二】	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例・損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	
	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	19
・【別表十（一）】	沖繩の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	
	・ 沖繩の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除	
	・ 沖繩の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	
	沖繩の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	20
・【別表十（二）】	国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例	
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	21
・【別表十（三）】	連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例	
	認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	22
・【別表十（四）】	探鉱準備金又は海外探鉱準備金・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	23
・【別表十（五）】 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	24
・【別表十（七）】 社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例・農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	25
・【別表十の二】 収用換地等の場合の連結所得の特別控除・特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する細書	26
・【別表十一（一の二）】 中小連結法人等の貸倒引当金の特例 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	27
・【別表十二（一）】 海外投資等損失準備金 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	28
・【別表十二（二）】 金属鉱業等鉱害防止準備金 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	30
・【別表十二（四）】 特定災害防止準備金 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	31
・【別表十二（六）】 新幹線鉄道大規模改修準備金 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	32
・【別表十二（七）】 使用済燃料再処理準備金 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	33
・【別表十二（八）】 原子力発電施設解体準備金 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	34
・【別表十二（九）】 保険会社等の異常危険準備金・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	35
・【別表十二（十）】 関西国際空港用地整備準備金 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	36
・【別表十二（十一）】 中部国際空港整備準備金 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	37
・【別表十二（十二）】 特定船舶に係る特別修繕準備金	

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	38
・【別表十二（十三）】農業経営基盤強化準備金・農用地等を取得した場合の課税の特例	
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	39
・【別表十三（四）】収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	40
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	41
・【別表十三（六）】特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	48
・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に 伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	49
・【別表十三（八）】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	50
・【別表十三（九）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	51
・【別表十三（十）】平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	52
・【別表十三（十一）】技術研究組合の連結所得の計算の特例	
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	53
・【別表十三（十二）】転廃業助成金等に係る課税の特例	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	54
・【別表十四の二】認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	
連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	55
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額	
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	56
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額	
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	62
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額	

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	68
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額	
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	74
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額	
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	80
・【別表十六（七）】中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	86
・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入	
特別償却準備金の損金算入に関する明細書	87

別表一の二(一)

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

Header information form including tax authority, dates, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

(連結中間申告の平成 年 月 日 / 場合の計算期間 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有 / 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 16 columns for tax amounts and 19 rows for calculations.

30欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第1項第1号」 ②区分番号に、「10369」 ③適用額欄に、当該別表一の二(一)30欄の金額(円単位)を記載してください。 (注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。 2 当該別表一の二(一)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

御注意 1 連結親法人のうち期末の資本金の額が一億円以下... 2 全支配関係がある全ての法人が所有する株式及び出資の金額又は出資金の額が五億円以上である法人... 30から32までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下「天法人」といいます。)

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人)特定の医療法

法 301-0101-02

税理士 署名押印

別表一の二(二)

24欄又は28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

御注意

①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「24」から「27」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「28」から「30」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

納税地	電話() -	連結親法人整理番号	期末現在の出資金の額	経理責任者自署押印	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、附随する事項説明書、個別勘定簿に属する移転資産等の明細書
(フリガナ) 連結親法人名							
(フリガナ) 代表者自署押印							
代表者住所							

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

遡年以降送付要否	要	否
適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有		
税理士法第33条の2の書面提出有		

	十億	百万	千
1 連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56」の①)			
2 法人税額(34)又は(37)			
3 法人税額の特別控除額			
4 差引法人税額(2)-(3)			
5 連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			
6 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(三)「20」)			000
7 同上に対する税額(38)+(39)+(40)			
8 法人税額計(4)+(5)+(7)			000
9 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			
10 控除税額(((8)-(9))と(43)のうち少ない金額)			
11 差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)			000
24 (1)のうち年800万円相当額以下の金額(800万円× \times)			000
25 (1)のうち(24)を超える年10億円相当額以下の金額(99,200万円× \times)			000
26 (1)のうち年10億円相当額を超える金額(1)-10億円× \times			000
27 連結所得金額(1)(24)+(25)+(26)			000
28 (1)の金額又は800万円× \times 相当額のうち少ない金額			000
29 (1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(28)			000
30 連結所得金額(1)(28)+(29)			000
38 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)			0
39 同上(別表三(二)「28」)			0
41 所得税の額(別表六(二)「6」の③)			
42 外国税額(別表六(二)「12」)			
43 計(41)+(42)			
44 控除した金額(10)			
45 控除しきれなかった金額(43)-(44)			

24欄

特定の協同組合等※で中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第2項」
②区分番号に、「10372」
③適用額欄に、当該別表一の二(二)24欄の金額(円単位)を記載してください。

※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68の108条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。
2 当該別表一の二(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

28欄

協同組合等である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第1項第2号」
②区分番号に、「10370」
③適用額欄に、当該別表一の二(二)28欄の金額(円単位)を記載してください。

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。
2 当該別表一の二(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

法 0301-0102-02

税理士署名押印

別表一の二(三)

27欄又は29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目 概況書 要 否 別表等	※ 連結申告 一連番号
納税地 電話() -	連結親法人 整理番号	税務署 連結グループ 整理番号 連結事業年度 (至) 年 月 日	売上金額 申告年月日
(フリガナ) 連結親 法人名	経理責任者 自署押印	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	通信日付印 確認印 省略 年 月 日
(フリガナ) 代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	年 月 日

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書1特

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

翌年以降 送付要否 適用額明細書 提出の有無	要 有	否 無
税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有	略 年 月 日

平成 年 月 日

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「56の①」)	1	十億 百万 千 円	27欄 額等の還付金額 (40)	14	十億 百万 千 円
法人税額 (32)	2		特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第1項第3号」 ②区分番号に、「10371」 ③適用額欄に、当該別表一の二(三)27欄の金額(円単位)を記載してください。 (注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。 2 当該別表一の二(三)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。		
法人税額の特別控除額 <small>(別表三(二)「24」+別表三(三)「20」)</small>	3		合 (13)+(21)又は(21)-(17)		
差引法人税額 (2)-(3)	4		連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	23	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)	24	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(三)「20」) 同上に対する税額 譲渡金 (33)+(34)+(35)	6	0 0 0	この申告書の正味の申告金額 翌期へ繰り越す連結欠損金	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	29欄 %相当額	30	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の100第1項」 ②区分番号に、「10382」 ③適用額欄に、当該別表一の二(三)29欄の金額(円単位)を記載してください。 (注) 当該別表一の二(三)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。		
控除税額 ((8)-(9))と(38)のうち少ない金額	10		連結所得金額(1) (27)+(28)	29	0 0 0
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	33	0
連結中間申告分の法人税額	12	0 0	同上 (別表三(二)「28」)	34	0
差引この申告/連結中間申告の場合は、 べき法人税額(11)-(12)の場合、(12)を 加算する	13	0 0	所得税の額 (別表六の二「6の③」)	36	
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×2 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(27)	27	0 0 0	外国税額 (別表六の二「12」)	37	
法人税額 (1)-(27)	28	0 0 0	計 (36)+(37)	38	
連結所得金額(1) (27)+(28)	29	0 0 0	控除した金額 (10)	39	
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	33	0	控除しきれなかった金額 (38)-(39)	40	
同上 (別表三(二)「28」)	34	0	等 ※税務署処理欄		
所得税の額 (別表六の二「6の③」)	36				
外国税額 (別表六の二「12」)	37				
計 (36)+(37)	38				
控除した金額 (10)	39				
控除しきれなかった金額 (38)-(39)	40				

法0301-0103-02

税理士 署名押印	(印)
-------------	-----

別表六の二(三)

11欄、18欄又は26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(三) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度
 運 事 年 度
 法人名

18欄		試験研究費の額の合計額	円	特別試験研究費の税額控除	当期税額基準額残額 (8)-(9)	15	円	
11欄		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の9第2項」※1又は「第68条の9第2項」※2 ②区分番号に、「10006」※1又は「10410」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第68条の9第2項「10006」平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の9第2項「10410」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「8の②」)	17	当期分の特別控除額 (16)-(17)	18		
費の総額に	税額控除割合	(3) < 10% の場合 (3) × 0.2 + $\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5	前	差引当期税額基準額残額 (8)又は $(7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19		
11欄		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の9第1項」※1又は「第68条の9第1項」※2 ②区分番号に、「10005」※1又は「10409」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)11欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第68条の9第1項「10005」平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の9第1項「10409」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」(総額+特別))	20	26欄	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の9第3項」※1又は「第68条の9第3項」※2 ②区分番号に、「10007」※1又は「10411」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第68条の9第3項「10007」平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の9第3項「10411」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「5の②」+「6の②」)	25
控除	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の②」)	10	当期分の特別控除額 (9)-(10)	11	当期繰越税額控除額 (24)-(25)	26		
特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ - ((4)又は(5))	13	法人税額の特別控除額 (11)+(18)+(26)	27	円	
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14						

別表六の二(四)

7欄又は15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	：	：	法人名
中小連結法人の試験研究費の税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1				
	中小連結法人税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2				
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3				
	当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4				
	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5				
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「10の②」)	6				
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7					
前期繰越	差引当期税額基準額残額 [(4)又は(3) × $\frac{30}{100}$] - (5)	8				
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22)の計)	9				
	平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (25)の計)	10				
	平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (28)の計)	11				
	計 (9) + (10) + (11)	12				
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (1) ≤ ((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13				
分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「9の②」)	14				
	当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15				
	法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16				

7欄 繰越税額控除の計算に関する明細

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成25年旧措置法第68条の9第6項」※1又は「第68条の9第6項」※2

②区分番号に、「10008」※1又は「10412」※2

③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の9第6項「10008」
平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第6項「10412」
平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

15欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成25年旧措置法68条の9第7項」※1又は「68条の9第7項」※2

②区分番号に、「10009」※1又は「10413」※2

③適用額欄に、当該別表六の二(四)15欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の9第7項「10009」
平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第7項「10413」
平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

別表六の二(四) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(五)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事年
結業年度

法人名

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計額)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (10) × (12)	13	円
調整 (別表六の二(二)「2」)			試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第9項第1号」※1又は「同第2号」※2 ②区分番号に、「10010」※1又は「10011」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(五)18欄の金額(円単位)を記載してください。	14	円
比較 (各連「1」)			試験研究費の増加額 (1) - (3) (1) ≤ ((23)又は(24))の場合は0)	15	円
試験研究費の増加額に係る税額控除	4		当期税額基準額 (2) × $\frac{10}{100}$	16	円
試験研究費の増加額に係る税額控除	5		当期税額控除可能額 (5)と(6)のうち少ない金額	17	円
試験研究費の増加額に係る税額控除	6		当期税額基準額 (2) × $\frac{10}{100}$	18	円
試験研究費の増加額に係る税額控除	7		当期税額控除可能額 (5)と(6)のうち少ない金額	19	円
平均売上金額の合計額 (各連「5」)			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (9)	20	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	10		試験研究費の割合 $\frac{(1)}{(8)}$	21	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	11		超過税額控除割合 $(\frac{(11)}{(10)} - \frac{10}{100}) \times 0.2$	22	円
試験研究費の額に係る税額控除	12		試験研究費の割合 $\frac{(1)}{(8)}$	23	円
試験研究費の額に係る税額控除	13		超過税額控除割合 $(\frac{(11)}{(10)} - \frac{10}{100}) \times 0.2$	24	円

18欄

※1 第68条の9第9項第1号「10010」
当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※2 第68条の9第9項第2号「10011」
当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の10%相当額を超える場合

別表六の二(五) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(七)

27欄又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

結 業 年 度
事 業 年 度

法人名
()

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	20	円		
前連結税額の個別帰属額				エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	21			
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の				額控除限度超過額を有する法人の個別所得金額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	22			
①租税特別措置法の条項欄に、 「平成23年12月旧措置法第68条の10第2項」				前 連 結 税 額 の二(一)「2」、別表一の二 又は別表一の二(三)「2」)	23			
②区分番号に、「10028」				調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (23) × $\frac{20}{100}$	24			
③適用額欄に、当該別表六の二(七)27欄の金額(円単位) を記載してください。				期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25			
結 算 人 分	入 税 額 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × $\frac{20}{100}$	6	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「28の②」)	26			
		法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27		
	法 人 分	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (23) × $\frac{20}{100}$	28			
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (26) × $\frac{(8)}{(25)}$	9	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (28) 又は (28) - (25)) - (別表六の二(八)「25」)	29			
結 算 人 分	入 税 額 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (13) 又は ((13) - (8)) - (別表六の二(八)「8」)	14	連 結 事 業 年 度 平 . . . (各連結法人の(39)の①)の合計)	30			
		法 人 税 額 基 準 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	平 . . . (各連結法人の(39)の②)の合計)	31			
	法 人 分	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	合 計	32			
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (33) × $\frac{(39)の①}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39)の②}{(31)}$	17	連 結 事 業 年 度 平 . . . (別表六の二(二十)付表「44の②」)	33			
結 算 人 分	入 税 額 基 準 額	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18	平 . . . (別表六の二(二十)付表「45の②」)	34			
		当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19	合 計	35			
	法 人 分	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (13) 又は ((13) - (8)) - (別表六の二(八)「8」)	14	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (32) - (35)	36			
		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (27) + (36)	37	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (27) + (36)	37			
結 算 人 分	入 税 額 基 準 額	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 是 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 是 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (33) × $\frac{(39)の①}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39)の②}{(31)}$	17	平 . . . ①	円	円	円	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18	平 . . . ②			外 円		
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19	計		(16)			
結 算 人 分	入 税 額 基 準 額	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	当 期 分	(4)	(8)	外	
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (33) × $\frac{(39)の①}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39)の②}{(31)}$	17	合 計				

別表六の二(七) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(八)

27欄又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

結 業 年 度
事 業 年 度

法人名

()

個 別 所 得 金 額
1 (個別所得金額がない場合は0)

連 結 所 得 の 金 額
(別表四の二「56の①」) 20

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10第2項」、
「平成25年旧措置法第68条の10第2項」、
「平成24年旧措置法第68条の10第2項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第2項」
- ②区分番号に、「10289」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(八)27欄の金額(円単位)を記載してください。

エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額
(取得連結法人の(1)の合計) 21

繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額
(繰越連結法人の(1)の合計) 22

調 整 前 連 結 税 額
(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」) 23

当 期
総調整前連結税額基準額
 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(七)「25」)$ 24

当期税額控除可能額の合計額
(各連結法人の(8)の合計) 25

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
(別表六の二(二十)「13の②」) 26

当期分の特別控除額の合計額
(25) - (26) 27

結 算 期 間
法 人 分
の 前
期
合 計

個 別 帰 属 額 基 準 額
(2) $\times \frac{20}{100} - (別表六の二(七)「8」)$ 6

法 人 税 額 基 準 額
(5) と (6) の うち 少 ない 金 額 7

当 期 税 額 控 除 可 能 額
(4) と (7) の うち 少 ない 金 額 8

総調整前連結税額基準額
 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(七)「25」)$ 28

総調整前連結税額基準額の残額
(28) 又は (28) - (25)) -
(別表六の二(七)「32」) 29

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10第3項」、
「平成25年旧措置法第68条の10第3項」、
「平成24年旧措置法第68条の10第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第3項」
- ②区分番号に、「10290」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(八)36欄の金額(円単位)を記載してください。

繰越税額控除可能額の合計額
連 結 事 業 年 度
平 平 . . . 30
(各連結法人の(39)①)の合計
平 平 . . . 31
(各連結法人の(39)②)の合計
合 計 32

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
連 結 事 業 年 度
平 平 . . . 33
(別表六の二(二十)付表「22の②」)
平 平 . . . 34
(別表六の二(二十)付表「23の②」)
合 計 35

当期分の特別控除額の合計額
(32) - (35) 36

法人税額の特別控除額の合計額
(27) + (36) 37

計 算 分
個 別 帰 属 額 基 準 額
(2) $\times \frac{20}{100} - (別表六の二(七)「8」)$ 13

個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額
(13) 又は (13) - (8)) -
(別表六の二(七)「16」) 14

法 人 税 額 基 準 額
(12) と (14) の うち 少 ない 金 額 15

当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額
(11) と (15) の うち 少 ない 金 額 16

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$ 17

当 期 繰 越 税 額 控 除 額
(16) - (17) 18

当期分の特別控除額の個別帰属額
(10) + (18) 19

各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度
前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額 38
当 期 控 除 可 能 額 39
翌 期 繰 越 額 (38) - (39) 40

平 . . . ① 円 円
平 . . . ② 外 円
平 . . .
平 . . .

計 (16)
当 期 分 (4) (8) 外
合 計

別表六の二(八) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(九)

27欄又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

理事
年
結業
度

法人名
()

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	20	円	
調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(9)}$		2		機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	21		
				繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22		
				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23		
				総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24		
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25		
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「15の②」)	26		
				当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27		
				総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28		
				総調整前連結税額基準額の残額 (28) 又は (28) - (25)	29		
				繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平 . . . (各連結法人の(39)の①)の合計	30		
				平 . . . (各連結法人の(39)の②)の合計	31		
				合 計	32		
				調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平 . . . (別表六の二(二十)付表「25の②」)	33		
				平 . . . (別表六の二(二十)付表「26の②」)	34		
				合 計	35		
				当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36		
				法人税額の特例控除額の合計額 (27) + (36)	37		
				各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
				連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額	翌期繰越額 (38) - (39)
				平 . . .	38	39	40
				平 . . .	円	円	
				平 . . .			外 円
				平 . . .			
				計		(16)	
				当期分	(4)	(8)	外
				合 計			
額基準額 個別帰属額基準額の残額 (13) 又は ((13) - (8))		14					
額基準額 法人税額基準額 (12) と (14) のうち少ない金額		15					
当期繰越税額控除可能額 (11) と (15) のうち少ない金額		16					
調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$		17					
当期繰越税額控除額 (16) - (17)		18					
当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)		19					

27欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第2項」
②区分番号に、「10042」
③適用額欄に、当該別表六の二(九)27欄の金額(円単位)を記載してください。

36欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第3項」又は「平成24年旧措置法第68条の11第3項」
②区分番号に、「10043」
③適用額欄に、当該別表六の二(九)36欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六の二(九)
平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十)

39欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

理事
年
結業
年度

法人名

()

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	31	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(26) \times (1)$	2		総調整前連結税額基準額の残額 (31)又は(31)-(28)	32	

39欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年12月旧措置法第68条の12第3項」
 ②区分番号に、「10069」
 ③適用額欄に、当該別表六の二(十)39欄の金額(円単位)を記載してください。

法人 の 合 計	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額	8	人 の 合 計 額 の 算 等	繰越税額控除限度超過額 (52)の計	11	当期分の特別控除額の合計額 (35)-(38)	39	
	調整前連結税額超過構成額 $(29) \times \frac{(8)}{(28)}$	9		労務費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	40			
	当期分の特別控除額 (8)-(9)	10		教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	41			
	前期繰越	調整前連結税額基準額 $(32) \times \frac{(1)}{(25)}$		12	教育訓練費割合 $\frac{(4)}{(40)}$	42		
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		13	教育訓練費に係る税額控除限度額 0.25% ≤ (42) の場合	43	0.12	
		個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13)-(8)		14	0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 $(42) - 0.15\% \times 40 + \frac{100}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	44		
		法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額		15	教育訓練費に係る税額控除限度額 (41) × (43) 又は (41) × (44)	45	円	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額	16		総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	46			
	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(53の①)}{(33)} + (37) \times \frac{(53の②)}{(34)}$	17		差引当期税額基準額残額 (46)、(46)-(28)又は(46)-(28)-(35)	47			
	当期繰越税額控除額 (16)-(17)	18		当期税額控除可能額 (45)と(47)のうち少ない金額	48			
	教育訓練費に個別帰属特別額	19		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「31の②」)	49			
	教育訓練費の額	20		当期分の特別控除額 (48)-(49)	50			
	教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 $(50) \times \frac{(20)}{(41)}$	21		法人税額の特別控除額の合計額 (30)+(39)+(50)	51			
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10)+(18)+(21)	22		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (52)-(53)
	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	23			52	53	54	
	適用対象事業基盤強化設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	24			円	円		
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	25			①		外 円	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	26			②			
総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	27	計	(16)					
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	28	当期分	(4)		(8)	外		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「30の②」)	29	合計						
当期分の特別控除額の合計額 (28)-(29)	30							

別表六の二(十) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十一)

28欄又は41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名	()					
各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)		21	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		22			
	取得価額の合計額 (別表六の二(十一)付表「10」の合計)	3	各 連 結 法 人 の 前 計	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23		
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額		4	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24	
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		26		
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「17の②」)		27		
		法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)		28		
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9	繰越税額控除可	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29		
	調整前連結税額超過額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	11		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)		30		
				平	31			
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11		連 結 事 業 年 度	平	32		
	繰越税額控除限度超過額 (43)の計)	12	平	平	33			
			平	平	34			
			平	平	35			
			平	平	36			
	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	繰越税額控除限度超過額		37			
			調整前連結税額超過構成額		38			
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14	繰越税額控除限度超過額		39			
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)	15	繰越税額控除限度超過額		40			
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16	繰越税額控除限度超過額		41				
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	17	繰越税額控除限度超過額		42				
		繰越税額控除限度超過額		43				
調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)} + (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$	18	繰越税額控除限度超過額		44				
		繰越税額控除限度超過額		45				
当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19	繰越税額控除限度超過額		46				
当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20	繰越税額控除限度超過額		47				
		繰越税額控除限度超過額		48				

P12参照

別表六の二(十一) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

○ 別表六の二(十一)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1欄が「第1号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第1号)	10389	「28」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1欄が「第2号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第2号)	10390	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1欄が「第3号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第3号)	10391	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1欄が「第4号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第4号)	10392	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1欄が「第5号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第5号)	10393	

○ 別表六の二(十一)「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第2項(第42条の9第1項第1号から第5号まで)」又は「平成24年旧措置法第68条の13第2項(平成24年旧措置法第42条の9第1項第1号から第5号まで)」	10394	「41」の欄の金額

別表六の二(十二)

28欄又は41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取
得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度

法人名
()

個 別 所 得 金 額
(個別所得金額がない場合は0)

28欄

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取
得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細
書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第68条の14第2項」
②区分番号に、「10084」
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額(円単位)
を記載してください。

結 法 人 の 合 計	前 期 法 人 税 額 基 準 額	税 額 控 除 限 度 額 $(3) - (4) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5	法 人 の 合 計
		調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(25) \times \frac{(1)}{(2)}$	6	
		個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	
		法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	

41欄

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取
得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を
適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第68条の14第3項」
②区分番号に、「10085」
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)41欄の金額(円単位)
を記載してください。

前 期 法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(3)}$	13	法 人 の 合 計
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (14)又は(14)-(9))	15	
	法 人 税 額 基 準 額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(16)のうち少ない金額)	17	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(36) \times \frac{(44)の①}{(31)} + (37) \times \frac{(44)の②}{(32)}$ $+ (38) \times \frac{(44)の③}{(33)} + (39) \times \frac{(44)の④}{(34)}$	18	
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17)-(18)	19	法 人 の 合 計	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (11)+(19)	20		

連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21	各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	
経 営 革 新 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	22		
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 を 有 す る 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23		
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24		
当 期			
総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25		
当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	26		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「26の②」)	27		
当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (26)-(27)	28		
前			
総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (29)又は(29)-(26))	30		
繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額			
連 結 事 業 年 度			
平 平 (各連結法人の(44)の①)の合計)	31		
平 平 (各連結法人の(44)の②)の合計)	32		
平 平 (各連結法人の(44)の③)の合計)	33		
平 平 (各連結法人の(44)の④)の合計)	34		
合 計	35		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額			
連 結 事 業 年 度			
平 平 (別表六の二(二十)付表「39の②」)	36		
平 平 (別表六の二(二十)付表「40の②」)	37		
平 平 (別表六の二(二十)付表「41の②」)	38		
平 平 (別表六の二(二十)付表「42の②」)	39		
合 計	40		
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (35)-(40)	41		
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (28)+(41)	42		
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算			
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度			
前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	43		
当 期 控 除 可 能 額	44		
翌 期 繰 越 額 (43)-(44)	45		
平 平 : : ①	円	円	
平 平 : : ②		外 円	
平 平 : : ③		外	
平 平 : : ④		外	
計		(17)	
当 期 分	(5)	(9)	外
合 計			

別表六の二(十二) 平二五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十三)

28欄又は37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

結 業 年 度
連 結 事 業 年 度
法人名
()

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (24) × $\frac{(1)}{100}$			2	
各 連 結 法 人 分	法人税額基準額 (2) × $\frac{20}{100}$	円	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23	円
				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	
各 連 結 法 人 分	法人税額基準額 (25) × $\frac{(1)}{(2)}$	円	総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	円
				個別帰属額基準額 (2) × $\frac{20}{100}$	
各 連 結 法 人 分	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「19の②」)	27	円
				当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28	円
				法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	29	円
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「19の②」)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)	30	円
				繰越税額控除可能額の合計額 連 結 事 業 年 度 平 平 平 (各連結法人の(40)の①)の合計	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	繰越税額控除可能額の合計額 連 結 事 業 年 度 平 平 平 (各連結法人の(40)の②)の合計	32	円
				繰越税額控除可能額の合計額 合 計	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	調整前連結税額超過構成額 連 結 事 業 年 度 平 平 平 (別表六の二(二十)付表「33の②」)	34	円
				調整前連結税額超過構成額 連 結 事 業 年 度 平 平 平 (別表六の二(二十)付表「34の②」)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	調整前連結税額超過構成額 合 計	36	円
				調整前連結税額超過構成額 合 計	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期分の特別控除額の合計額 (33) - (36)	37	円
				調整前連結税額超過構成額 合 計	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	38	円
				調整前連結税額超過構成額 合 計	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 連 結 事 業 年 度 又 是 事 業 年 度	39	円
				前期繰越額又は当期税額控除限度額	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	41	円
				当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	18	円
				調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19	円
				当期繰越税額控除額 (17) - (18)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20	円
				当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 連 結 事 業 年 度 又 是 事 業 年 度	39	円
				前期繰越額又は当期税額控除限度額	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	41	円
				当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	18	円
				調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19	円
				当期繰越税額控除額 (17) - (18)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20	円
				当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 連 結 事 業 年 度 又 是 事 業 年 度	39	円
				前期繰越額又は当期税額控除限度額	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	41	円
				当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	18	円
				調整前連結税額超過構成額 (34) × $\frac{(40)の①}{(31)}$ + (35) × $\frac{(40)の②}{(32)}$	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19	円
				当期繰越税額控除額 (17) - (18)	
各 連 結 法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(6)}$	円	当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20	円
				当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	

28欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15第2項」
②区分番号に、「10294」
③適用額欄に、当該別表六の二(十三)28欄の金額(円単位)を記載してください。

37欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15第3項」
②区分番号に、「10295」
③適用額欄に、当該別表六の二(十三)37欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六の二(十三) 平二五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十四)
 22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			結業年度	法人名	()		
各連結法人の計	基準雇用者数の計算	適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	人	適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計(各連結法人の(2)又は(4)の合計)	12	人
		適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日における雇用者の数	2		基準雇用者数の合計((各連結法人の(5)の合計) - (各連結法人の(6)の合計))(マイナスの場合は0)	13	
		同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3		基準雇用者割合 $\frac{(13)}{(12)}$	14	
		差引 (2) - (3)	4		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15	円
		(1) ≥ (2)の場合)又は(1) ≥ (4)の場合) (1) - (2)又は(1) - (4)	5		給与等支給額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16	

22欄

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
 「平成25年旧措置法第68条の15の2第1項」※1又は「第68条の15の2第1項」※2

②区分番号に、「10296」※1又は「10423」※2

③適用額欄に、当該別表六の二(十四)22欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の15の2第1項「10296」
 平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度

※2 第68条の15の2第1項「10423」
 平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17	
額控除限度額 (20万円又は40万円) × (13) (16) < (17)の場合は0)	18	
期税額基準額 $(15) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	19	
期税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「20の②」)	21	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(22) \times \frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$	11	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	

比較給与等支給額の計算						
連結事業年度又は事業年度	給与等の支給額	(24)のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (24) - (25)	適用年度の月数 (23)の連結事業年度又は事業年度の月数	改定給与等の支給額 (24) × (27) 又は (26) × (27)	
23	24	25	26	27	28	
調整対象年度	円	円	円	—	円	
平 . .						
平 . .						
平 . .						
平 . .						
計						
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計) ÷ (調整対象年度数)			29	円		
比較給与等支給額 $(29) + ((29) \times (14) \times \frac{30}{100})$			30			

別表六の二(十五)

17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(十五) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書			連 事 年	結 業 年	・ ・	法人名	()	
各 連 結 法 人	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	円	
		調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$			2	調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$		9
						法人税額の特別控除額 の 個 別 帰 属 額 $(8) - (9)$		10
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十五)付表「9」の合計)	3	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	11			
	額 控 除 限 度 額			機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の(1)の合計)	12			
	計 算 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6	額 の 計 算	前 連 結 税 額 の 二 (一) 「2」、別表一の二 又は別表一の二(三) 「2」)	13		
			法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)		7	前 連 結 税 額 基 準 額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14	
					額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	15		
					調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十) 「21の②」)	16		
			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(15) - (16)$		17			
	償却費として損金経理をした金額の計算							
	減 価 償 却 資 産 の 当 期 償 却 額	損 益 計 算 書 に 計 上 さ れ た 減 価 償 却 費 の 額	18	円	減 価 償 却 資 産 の 当 期 償 却 額 の う ち 当 期 に 取 得 等 を し た 生 産 等 資 産 を 構 成 す る 機 械 等 に 係 る 普 通 償 却 限 度 超 過 額	20	円	
剰 余 金 の 処 分 の 方 法 に よ り 特 別 償 却 準 備 金 と し て 積 み 立 て た 金 額 そ の 他 上 記 以 外 の 金 額			19		同 上 の う ち 特 別 償 却 に 関 す る 他 の 規 定 の 適 用 に よ り 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	21		
					償 却 費 と し て 損 金 経 理 を し た 金 額 $(18) + (19) - (20) - (21)$	22		
比較取得資産総額等の計算								
前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした 生産等資産のうち当該前連結事業年度又は 前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額				23	円			
$\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$				24	—			
比 較 取 得 資 産 総 額 $(23) \times (24)$				25	円			
比 較 取 得 資 産 総 額 の 110% 相 当 額 $(25) \times \frac{110}{100}$				26				

17欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の3第2項」
- ②区分番号に、「10427」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(十五)17欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六の二(十六)

27欄に又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度

法人名 ()

個 別 所 得 金 額
(個別所得金額がない場合は0)

1

円

連 結 所 得 金 額
(別表四の二「56の①」)

20

円

調整前連結税額の個別帰属額
 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$

2

経 営 改 善 設 備 の 取 得 を し た
各連結法人の個別所得金額の合計額
(取得連結法人の(1)の合計)

21

繰越税額控除限度超過額を有する
各連結法人の個別所得金額の合計額
(繰越連結法人の(1)の合計)

22

調 整 前 連 結 税 額
(別表一の二(一)「2」、別表一の二
(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)

23

27欄
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の4第2項」
②区分番号に、「10431」
③適用額欄に、当該別表六の二(十六)27欄の金額(円単位)を記載してください。

税 額 基 準 額
 $(2) \times \frac{20}{100}$

6

人

法 人 税 額 基 準 額
(5)と(6)のうち少ない金額)

7

の

当 期 税 額 控 除 可 能 額
(4)と(7)のうち少ない金額)

8

合

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$

9

計

当 期 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額
 $(23) \times \frac{20}{100}$

24

当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額
(各連結法人の(8)の合計)

25

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
(別表六の二(二十)「23の②」)

26

当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額
(25) - (26)

27

総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額
 $(23) \times \frac{20}{100}$

28

総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額
(28)又は(28) - (25)

29

繰越税額控除可能額の合計額
連 結 事 業 年 度 平 均
(各連結法人の(39)の①)の合計)

30

連 結 事 業 年 度 平 均
(各連結法人の(39)の②)の合計)

31

合 計

32

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
連 結 事 業 年 度 平 均
(別表六の二(二十)付表「36の②」)

33

連 結 事 業 年 度 平 均
(別表六の二(二十)付表「37の②」)

34

合 計

35

当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額
(32) - (35)

36

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額
(27) + (36)

37

税 額 基 準 額
 $(2) \times \frac{20}{100}$

13

算

個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額
(13)又は(13) - (8))

14

法 人 税 額 基 準 額
(12)と(14)のうち少ない金額)

15

当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額
(11)と(15)のうち少ない金額)

16

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$

17

当 期 繰 越 税 額 控 除 額
(16) - (17)

18

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額
(10) + (18)

19

各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度

前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額

当 期 控 除 可 能 額

翌 期 繰 越 額
(38) - (39)

38

39

40

平 均

円

円

外 円

平 均

円

円

外 円

平 均

円

円

外 円

計

(16)

(8)

外

当 期 分

(4)

(8)

外

合 計

円

円

外 円

別表六の二(十六) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

36欄
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の4第3項」
②区分番号に、「10432」
③適用額欄に、当該別表六の二(十六)36欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六の二(十七)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(十七) 平二五・四・一以後終了連結事業年度分

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連事業年	結業年度	法人名	()
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	1	円
	基準雇用者給与等支給額 (22)	2	
	差引 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3	
	比較雇用者給与等支給額 (26)	4	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18) × $\frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$	5	
各連結法人の合計額等の計算	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	6	
	基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(2)の合計)	7	
	雇用者給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8	
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9	
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)		10	円
平均給与等支給額 (31の①)		11	
比較平均給与等支給額 (31の②)		12	
税額控除限度額 (8) × $\frac{10}{100}$ (6 < 10の場合又は11 < 12の場合は0)		13	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		14	
当期税額基準額 (14) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$		15	
当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「24の②」)		17	
法人税額の特別控除額 (16)-(17)		18	

基準雇用者給与等支給額の計算

基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(19) \text{の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}$	基準雇用者給与等支給額 (20) × (21)
18欄		21	22
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の5第1項」 ②区分番号に、「10433」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十七)18欄の金額(円単位)を記載してください。			
年度の月数	連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (24) × (25)	
25		26	

平均	円	円
平		

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

	平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
	適用年度		前連結事業年度又は前事業年度	
	①		②	
各連結法人における計算	国内雇用者に対する給与等の支給額	27	(1)	円 (24)
	同上のうち日々雇い入れられる者に係る金額	28		
	差引 (27)-(28)	29		
	月別支給対象者の合計数	30		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(29)の合計 各連結法人の(30)の合計		31		円

別表八の二

5欄に記載がある場合又は26欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で29欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表八の二 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

に関する明細書		事業年度	法人名
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (22の計)	1	円	円
関係法人株式等 負債利子等の額の計算	受取配当等の額 (25の計)	2	関係法人株式等の 負債利子の計 等算 その の 額
	当期末に支払う負債利子等の額	3	
	連結法人に支払う負債利子等の額	4	
	特別利子の額	5	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(二)「29」のうち多い金額)	6	
	連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(三)「10」)	7	
	計 (3) - (4) - (5) - (6) + (7)	8	
	総資産		
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元の負債の額	
	16	17	
前期末現在額	円		
当期末現在額			
計			

5欄

損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子の額を計算する場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の104第1項」
- ②区分番号に、「10276」
- ③適用額欄に、当該別表八の二5欄の金額(円単位)を記載してください。

26欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の103」
- ②区分番号に、「10275」
- ③適用額欄に、当該別表八の二26欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表29欄の金額の合計額(円単位)を記載してください。

受取配当等の額の明細		受取配当等の額の計算期間		受取配当等の額		
		22		円		
		:		円		
		:		円		
当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の金額	の対象となる金額 (23 - 24)			
23	24	25	26			
円	円	円	円			
計						
その他株式等	株式等を保有する連結法人の名称	株式等の発行法人の名称又は銘柄	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)	受取配当等の額 (その収入額 × $\frac{100, 50 \text{又は} 25}{100}$)	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (27 - 28)
			26	27	28	29
				円	円	円
計						

個別帰属額の計算

連結法人名	個別帰属額 (33) + (37) + (41)		30	円				
完全子法人株式等	関係法人株式等		その他株式等					
受取配当等の額 (1)	31	円	受取配当等の額 (2)	34	円	受取配当等の額 (12)	38	円
受取配当等の益金不算入額 (3)	32		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (1)	35		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (14)	39	
(2)のうち当該連結法人分 (22の計)	33		受取配当等の益金不算入額 (34 - 35)	36		受取配当等の益金不算入額 ((38 - 39) × 50%)	40	
			(36) × (23のうち当該連結法人分 (23の計))	37		(40) × (27のうち当該連結法人分 (27の計))	41	

別表十(一)

9欄又は12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

			事業年度 又は連結 事業年度	法人名	()
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(国際物流拠点産業集積地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1 第 号	所得基準額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	5
				軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6
設立年月日	2 平 . .		所得基準額の計算	(5)と(6)のうち少ない金額	7
				所得基準額 (7) × $\frac{35 \text{又は} 40}{100}$	8
認定法人としての認定を受けた日	3 平 . .		特別控除額の計算	(1)が第3号の場合 特別控除額(8)	9
				人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10
事業種目	4		特別控除額の計算	人件費基準額 (10) × $\frac{20}{100}$	11
				特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12

別表十(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第3号」
- ②区分番号に、「10209」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第1号」
- ②区分番号に、「10207」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第2号」
- ②区分番号に、「10408」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十(二)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十二
平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人としての指定を受けた日	2	平 . . .		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算						
指定の取消日	8	平 . . .		指定を取り消された場合の益金算入額 (10の合計)	9	円
算入された金額において損金の計算に適用された金額の合計	事業年度又は連結事業年度		損 金 算 入 額			
			10			
	平 . . .			円		
	平 . . .					
	平 . . .					
	平 . . .					
	平 . . .					
	平 . . .					
合 計						

7欄

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63の2第1項」
- ② 区分番号に、「10345」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(二)7欄の金額(円単位)を記載してください。

法 0301-1002

別表十(三)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十三

平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人 ・ 認定統括事業法人	損 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた日	2	平 . .		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平 . .	認定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象年度に金額の合計額損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損 金 算 入 額		
				10	
	平 .				円
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
合					

7欄

連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63の3第1項」

②区分番号に、「10346」

③適用額欄に、当該別表十(三)7欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十(四)

16欄又は40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書
- ⑥

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十四

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

16欄

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の61第1項」※1、「第8項」※1、「平成25年旧措置法第68条の61第2項」※2又は「第68条の61第2項」※3
- ② 区分番号に、「10202」※1、「10203」※2又は「10465」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を記載してください。

- ※1 第68条の61第1項「10202」探鉱準備金の損金算入
- ※1 第68条の61第8項「10202」探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)
- ※2 平成25年旧措置法第68条の61第2項「10203」海外探鉱準備金の損金算入(平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合)
- ※3 第68条の61第2項「10465」同上(平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度である場合)

期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期益金算入額	13	
3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	13	
同上以外の場合による益金算入額(26)の計+(27)の計	14	
計(13)+(14)	15	
当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16	
期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18	
差引(18)-(17)	19	
当期分	20	
貸借対照表の取崩不足額(15)-((2)-(18)-前期の(18))	20	
当期に生じた差額の合計額(1)+(20)	21	
前前分	22	
前期末における差額(前期の(19))	22	

項 の 計 算

積立事業年度	うち損金算入額	準備金額	3年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額(24)-(25)-(26)-(27)
・	23	24	25	26	27	28
・	円	円	円	円	円	円
・						円

40欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」※1、「平成25年旧措置法第68条の62第2項」※2又は「第68条の62第2項」※3
- ② 区分番号に、「10204」※1、「10205」※2又は「10466」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額(円単位)を記載してください。

- ※1 第68条の62第1項「10204」新鉱床探鉱費の特別控除
- ※2 平成25年旧措置法第68条の62第2項「10205」海外新鉱床探鉱費の特別控除(平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合)
- ※3 第68条の62第2項「10466」同上(平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度である場合)

に関する明細書

当期益金算入額(25)の計	34	円
当期分	35	
当期に生じた差額の合計額(1)+(20)	36	
前期末における差額(前期の(19))又は別表四の二付	37	
特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額	38	
所得基準額(37)又は(37)-(38))	39	
特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額	40	

の計算	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32
	探鉱費基準額(29)又は(31)-(32))	33

別表十(五)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

別表十五
平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算															
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	.	.	認定計画に記載された計画期間	2	平	.	.	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	.	.
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算															
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4													
	日本船舶の純トン数	5	トン			トン				トン					トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6													
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円	7				円				円					円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン			トン				トン					トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円	9													円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10													トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円	11													円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12													トン
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円又は $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円	13													円
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14													
	日本船舶の持分比率	15													
	日本船舶の稼働日数	16													日
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17													円
損金算入額又は益金算入額の計算															
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)	18									円	損金算入額 (18)-(19)	20			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19										益金算入額 (19)-(18)	21			
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算															
認定の取消日	22	平	.	.		計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額までの合計に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (24)-(25)									
		24		25		26									
	平	.	.												円
	平	.	.												円
	平	.	.												円
	平	.	.												円
	平	.	.												円
	平	.	.												円
合計															

20欄

対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の62の2第1項」※1又は「第68条の62の2第1項」※2

②区分番号に、「10206」※1又は「10467」※2

③適用額欄に、当該別表十(五)20欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の62の2第1項「10206」
平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の62の2第1項「10467」
平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

別表十(七)

6欄、22欄又は27欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七
平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

6欄

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の99第1項」※1又は「第68条の99第1項」※2
- ② 区分番号に、「10268」※1又は「10468」※2
- ③ 適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください。

- ※1 平成25年旧措置法第68条の99第1項「10268」平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度
- ※2 第68条の99第1項「10468」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
	同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
	損金算入額 (3) - (5)	6	
度額の計算			
法定経費率による経費の額			
	(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
	(8) × $\frac{70}{100}$	13	

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の101第1項」
- ② 区分番号に、「10368」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください。

2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10	
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11	

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23				
基金の名称	24				
告示番号	25	平第	・	号	平第
当期に支出した負担金等の額	26			円	
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

27欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の95第1項」
- ② 区分番号に、「10367」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(七)27欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十の二
18欄、31欄、34欄、37欄又は40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 度	：	：	法人名	()
年	：	：		

I 収用換地等の場合の連結

譲渡資産	公共事業者の名称	1	
	公共事業者から買取り等申出を受けた年月日	2	平 . .

31欄
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の74第1項」
②区分番号に、「10216」
③適用額欄に、当該別表十の二31欄の金額(円単位)を記載してください。

18欄
収用換地等の場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の73第1項」※1、「第2項」※2又は「第7項」※3
②区分番号に、「10215」
③適用額欄に、当該別表十の二18欄の金額(円単位)を記載してください。
※1 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合
※2 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合
※3 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

支払った交換差金の額		
譲渡資産の帳簿価額	8	
同上のうち補償金等に対応する部分の帳簿価額	9	

額の計算	5,000万円－(16)	
特 別 控 除 額	((14)又は(15)と(17)のうち少ない金額)	18

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

施行者等の名称	19	
---------	----	--

34欄
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の75第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の75第1項」
②区分番号に、「10351」
③適用額欄に、当該別表十の二34欄の金額(円単位)を記載してください。

特定土地区画整理事業等のための特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
特 別 控 除 残 額	2,000万円－(29)	30	
特 別 控 除 額	((28)と(30)のうち少ない金額)	31	
特定住宅地造成事業等のための特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
特 別 控 除 残 額	1,500万円－(32)	33	
特 別 控 除 額	((28)と(33)のうち少ない金額)	34	

た部分の帳簿価額	24	
----------	----	--

37欄
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76第1項」
②区分番号に、「10218」
③適用額欄に、当該別表十の二37欄の金額(円単位)を記載してください。

農地の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
特 別 控 除 残 額	800万円－(35)	36	
特 別 控 除 額	((28)と(36)のうち少ない金額)	37	
特定長期所有土地等の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
特 別 控 除 残 額	1,000万円－(38)	39	
特 別 控 除 額	((28)と(39)のうち少ない金額)	40	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

40欄
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76の2第1項」
②区分番号に、「10219」
③適用額欄に、当該別表十の二40欄の金額(円単位)を記載してください。

各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額(当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
特 別 控 除 残 額	5,000万円－(45)	46	
特 別 控 除 額	((44)と(46)のうち少ない金額)	47	

別表十一(一の二)

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	法人名
----------------------	-----

別表十一(一の二) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) 10/1,000 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます) 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(5) 13/1,000 (5) その他の事業 6/1,000

当期繰入額	1	円	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有・無
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2		前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
貸倒実績率(19)	3		(11)	12	
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(28の計)	4	円	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	13	円
法定の繰入率	5	1,000	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	14	
繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	15	
経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額(6)×(25%、50%又は75%)	7		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	16	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額(6)× $\frac{112}{100}$	8		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	17	
繰入限度超過額(1)－((6)、(7)又は(8))	9		貸倒れによる損失の額等の合計額(13)+(14)+(15)－(16)	17	
			算	18	
			(17)× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	18	
			貸倒実績率(18)/(12)(小数点以下4位未満切上げ)	19	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみられる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた債権等の額及び非適格併合等により法人等に移転する債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連対する売掛債権の額	期末一括評価金銭債権の額(20)+(21)－(22)－(23)－(24)－(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)－(27)
	20	21	22	8欄	24	25	26	27	28
	円	円	円						
計									

中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の59第3項」

② 区分番号に、「10380」

③ 適用額欄に、当該別表十一(一の二)8欄の金額(円単位)を記載してください。

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合(30)/(29)(小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円

別表十二(一)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(一) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等 損失準備金の金額	16	円		
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期 益 金 算 入 額	5年経過後5年間均等 益金算入額 (29の計)		17	
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号			同上以外の場合による 益金算入額 (30の計)		18	
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号		の 計 算	計 (17)+(18)		19	
特定法人株式等の発行済株式又は 出資の総数又は総額	5				当期積立額のうち損金算入額 (9)-(15)		20	
期末に有する旧特定投資法人等 の株式又は出資の数又は金額	6				期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額		期末海外投資等 損失準備金の金額 (16)-(19)+(20)	21
共同して投資する内国法人等が 有する旧特定海外事業法人等の 株式又は出資の数又は金額	7						貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金
保有割合 $\frac{(6)+(7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8			当期	差 引 (22)-(21)			23
当期積立額	9		積 立 限 度 額 の 計 算	当期	貸借対照表の取崩不足額 (19)-((9)-(22)-前期の(22))	24		
積 立 限 度 額 の 計 算	当期において取得した特定株式 等の取得年月日	10			平 . .	前 期 分	当期に生じた差額の合計額 (15)+(24)	25
	(10)の特定株式等のうち期末に有 するものの取得価額	11			前 期 以 前		前期末における差額 (前期の(23))	26
	同上の $\frac{30 \text{又は} 90}{100}$ 相当額	12			積 立 限 度 額 (12)-(13)	14		
取得年度に特定株式等の帳簿 価額を減額した金額	13			積 立 限 度 超 過 額 (9)-(14)	15			
積立限度超過額	15		益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度		当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (28)-(29)-(30)		
		27	28	5年経過後5年間均等 益金算入による場合 $(27) \times \frac{60}{60}$	(29)以外の場合 30	31		
積立事業年度終了の日の翌 日から五年を経過したもの	. .	円	円	円	円	円		
積立事業年度終了の日の翌 日から五年を経過しないもの	. .							
当期分								
計			円	円	円	円		

P29参照

○ 別表十二(一)「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第1号」 又は「第8項」	10187	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第2号」 又は「第8項」	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項第3号」 又は「第8項」	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項第4号」 又は「第8項」	10190	

※「第68条の43第8項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・	・	法人名	()
事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
特定施設の名称	2		鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	7	
			同上以外の場合による 益金算入額	8	
			計 (7) + (8)	9	
当期準備金積立額	3		当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)	10	円
積立限度額 (当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額)	4	貸借対照表の金額との差額の明細	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)	11	
			貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
			差 引 (12) - (11)	13	
積立限度超過額 (3) - (4)	5	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
			当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
		前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(二) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1202

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場
合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の44第1項」※1又は「第6項」※2
- ② 区分番号に、「10191」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける
場合

別表十二(四)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(四) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首特定災害防止準備金の金額	6	円	
特定廃棄物最終処分場の名称	2		当期 益 金 算 入 額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
				同上以外の場合による益金算入額	8	
			計 (7)+(8)	9		
当期準備金積立額	3		当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3)-(5)	10		
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)	4	貸借対照表の金額との差額の明細	期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11		
			貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12		
			差引 (12)-(11)	13		
積立限度超過額 (3)-(4)	5	当期分	当期準備金積立額の取崩不足額 (9)-(3)-(12-前期の(12))	14		
			当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)	15		
			前期末における差額 (前期の(13))	16		

法 0301-1204

10欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の46第1項」※1又は「第6項」※2
- ②区分番号に、「10193」
- ③適用額欄に、当該別表十二(四)10欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

() 円

別表十二(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称	1		翌 期 期 益 金 算 入 額 の 計 算	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	13		
引当金積立計画の承認年月日	2	平 . .		10 年 間 均 等 益 金 算 入 額 等 の 計 算	最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	14	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間	3	平 . . 平 . .			10年間均等益金算入額等 $(14) \times \frac{\text{承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120 \text{ 月}}$	15	
同上の積立期間の月数	4			同上以外の場合による益金算入額	16		
当期積立額	5			計 $(15) + (16)$	17		
積立限度額	6	〔全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額〕		当期積立額のうち損金算入額 $(5) - (8)$	18		
積立限度額の計算	7			$(6) \times \frac{\text{}}{(4)}$	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 $(13) - (17) + (18)$	19	
積立限度超過額	8			累積限度超過額 (11)	20		
累積限度超過額の計算	9			期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 $(19) - (20)$	21		
				貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金 差引	22		
累積限度超過額				貸借対照	23		
累積限度					24		
累積限度					25		
限度超過額				26			

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の48第1項」※1又は「第9項」※2

②区分番号に、「10194」

③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十二(七) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額		1	円	翌 期 繰 越 入 額 の 計 算 の 金 額 と 差 額 の 明 細	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円		
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2			当期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10		
	積立限度額	3			益金	同上以外の場合による益金算入額	11		
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕					計	(10) + (11)	12	
		積立限度超過額	4			の	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13	
平成17年改正法附則の積立限度超過額の使用済燃料	当期準備金積立額	5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14		
	積立限度額	6			貸借対照表の金額	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15		
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕					差引	(15) - (14)	16	
		積立限度超過額	7			当期の差額	貸借対照表の取崩不足額 (12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
当期積立限度超過額		8			前期以前分	当期に生じた差額の合計額 (8) + (17)	18		
						前期末における差額 (前期の(16))	19		

13欄
使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の53第1項」
②区分番号に、「10195」
③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額(円単位)を記載してください。

法 0301-1207

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(八) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		翌 期 繰 越 額 の 計 算 貸借対照表の金額との差額の明細	期首原子力発電施設解体準備金の金額	15	円		
発電を開始した日	2	昭 . . 平 . .		当期	解体費用を支出した場合の 益金算入額	16		
当期積立額	3			繰	同上以外の場合による 益金算入額	17		
積立限度額の計算	累積発電電力量割合	想定総発電電力量		4	越	計 (16) + (17)	18	
		当期末までの発電量		5				
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		6				
当期末の解体費用見積額	7			額	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	19		
当期の累積限度額	8	$(7) \times \frac{90}{100} \times (6)$		の	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	20		
前期の累積限度額	9	(前期の(8))		計	累積限度超過額 (13)	21		
積立限度額	10	(8) - (9)		算	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (20) - (21)	22		
積立限度超過額	11	(3) - (10)		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	23		
累過積限の度計超算	差引原子力発電施設解体準備金の金額	12			(20)	差引 (23) - (22)	24	
	累積限度超過額	13			(12) - (8)	当期	貸借対照表の取崩不足額 (18) - ((3) - (23) - 前期の(23))	25
限度超過額合計	14	(11) + (13)		分	当期に生じた差額の合計額 (14) + (25)	26		
			前 前 期 分 以	前期末における差額 (前期の(24))	27			

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の54第1項」
 ②区分番号に、「10196」
 ③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)を記載してください。

法 0301-1208

別表十二(九)
7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
保 險 等 の 種 類	1			合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円
当期利益金算入額	異常災害損失等の補てん額	3		
	同上以外の場合による益金算入額	4		
	計	5		
	(3)+(4)			
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6			
当期積立限度額	当 期 積 立 額	7		
	正味収入保険料等	8		
	積 立 率	9	() () () () ()	
	積 立 限 度 額 (8)×(9)	10	円	円
	差引積立限度超過額 (7)-(10)	11		
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12			
10年洗替前の異常危険準備金の金額	13			

7欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の55第1項」※1、
「同第13項」※2、
「平成25年旧措置法第68条の55第1項」※1又は
「同第13項」※2

②区分番号に、「10197」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が同表10欄の金額を超える場合には同表10欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

7欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の56第1項」※1又は「同第9項」※2

②区分番号に、「10198」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が同表10欄の金額を超える場合には、同表10欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

貸借対照表の金額との差額の明細	限度超過額合計 (11)+(26)	27		
	期末異常危険準備金の金額 (6)+(7)-(27)	28		
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29		
	差 引 (29)-(28)	30		
	当期分			
前分	貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(28))	31		
	当期に生じた差額の合計額 (11)+(31)	32		
前分	前期末における差額 (前期の(30))	33		

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(十) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . . .	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2		均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2)の 内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3	均等益金算入額 (17)×—	18	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4			
積立 限度 額の 算 計	空港用地取得価額 の計算 平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	5	同上以外の場合による 益金算入額	19	
	空港用地取得価額基準額 (5)× $\frac{1}{10}$	6		計 (18)+(19)	20
積立 限度 額の 算 計	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」))	7	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関西空会社所得金額	8		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22
積立 限度 額の 算 計	新関西空会社欠損金額	9	積立限度超過額 (2)-(14)	26	
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27
積立 限度 額の 算 計	所得基準額 (7)-(10)	11	前期以前分 前期末における差額 (前期の(24))	28	
	空港用地整備債務の額	12			
積立 限度 額の 算 計	空港用地整備債務基準額 (12)-((16)-(19)) (マイナスの場合は0)	13			
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14			
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)	15				

15欄
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の57第1項」
②区分番号に、「10404」
③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十二(十一)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

別表十二(十一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額 (12) × ——	13	
	積立限度	4		同上以外の場合による益金算入額	14	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額 <small>(平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)</small>	4		計 (13) + (14)	15	
	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
積立限度額の計算	積立限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		当期の金額との差額の明細		
額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))	7		貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
	所得基準額の計算 (7) × $\frac{2}{3}$	8		積立限度超過額 (1) - (9)	21	
	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10		前期末における差額 (前期の(19))	23	

10欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の57の2第1項」
 ②区分番号に、「10464」
 ③適用額欄に、当該別表十二(十一)10欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十二(十二)

9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十二) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称		1				合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円
	当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額	5				
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
	計 (4) + (5) + (6)	7				
	差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8				
	当期積立額	9				
	積立限度額の計算	10				
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
(12) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16				円	
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18				
	差引 (18) - (17)	19				
	当期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))	20				
	当期に生じた差額の合計額 (16) + (20)	21				
	前前分 前期末における差額 (前期の(19))	22				
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					
平成23年12月改正法附則の9欄による益金算入額の計算						
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .			
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26				
	当期の月数 48又は120	27	—			
	4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28				
	同上以外の場合による益金算入額	29				
	当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額	30				

9欄 特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の58第1項」※1又は「同第9項」※2

② 区分番号に、「10379」

③ 当該別表十二(十二)9欄の金額(当該金額が同表15欄の金額を超える場合には、同欄の額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十三)

10欄又は43欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

⑥ 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(十三) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書						
認定計画等の種類	1			期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
交付金等の該当号	2	第	号	翌期繰越額の計算	当期益金算入額	12
					5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12
交付金等の額	3				同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	13
					計	14
当期積立額	4				(12)+(13)	14
					当期積立額のうち損金算入額(10)	15
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5			期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)	16
					(4)のうち剰余金の処分による積立額	17
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額(別表四「40の①」-「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	7	8		貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金差引	18
					(17)-(16)	18
	(7)と(8)のうち少ない金額	9			貸借対照表の取崩不足額(14)-((4)-(17)-前期の(17))	19
					積立限度超過額(4)-(9)	20
当期積立額のうち損金算入額(4)と(9)のうち少ない金額	10				当期分	21
					当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	21
					前分	22
					前期末における差額(前期の(18))	22

益金算入額の計算						
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	5年を経過した場合	任意取崩し等(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額(24)-(25)-(26)-(27)
	23	24	25	26	27	28
：	円		円	円	円	円
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
当期分						
計						

10欄
 農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の64第1項」
 ②区分番号に、「10347」
 ③当該別表十二(十三)10欄の金額(円単位)を記載してください。

II 認定計画等に定めるところ						
取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平	平	平	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
(32)の内訳	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34				
	準備金等益金算入基準額	35				
圧縮限度額の計算	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(25の計)	35				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(26の計)	36				
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	37				
	計	38				
	(35)+(36)+(37)	38				
	所(別表四「40の①」)-(10)-別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」)-(10)-別表四の二付表「35の①」)	39				
	取得価額基準額	40	①	円	②	円
	(31)-1円	40				
	圧縮限度額	41				
	(38)、(39)と(40)のうち少ない金額	41				
	個別資産の圧縮限度額	42		円		円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額(32)と(42)のうち少ない金額	43	④		⑤	円
						⑥
						④+⑤+⑥

別表十三(四)

21欄、25欄又は34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書に記載する必要はありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	()		
21欄	公共事業者の名称 1					
<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の70第1項」※1又は「同第7項」※2</p> <p>② 区分番号に、「10349」</p> <p>③ 当該別表十三(四)21欄の金額(当該金額が同表23欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合</p>		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20		
		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21		円	
		圧縮限度額のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22			
		圧縮限度額	23			
<p>25欄</p> <p>換取得資産の価額 7</p> <p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の71第1項」※1又は「同第3項」※2</p> <p>② 区分番号に、「10350」</p> <p>③ 当該別表十三(四)25欄の金額(当該金額が同表27欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合</p>		特別勘定に経理した金額	25			
		特別勘定の対象となり得る金額	26			
		繰入限度額	27			
		繰入限度超過額	28			
<p>34欄</p> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の72第1項」※1、「同第5項」※2、「平成25年旧措置法第68条の72第1項」※1又は「同第5項」※2</p> <p>② 区分番号に、「10214」</p> <p>③ 当該別表十三(四)34欄の金額(当該金額が同表40欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>		翌期繰越	当初の特別勘定の金額	29		
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30			
		場	当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
		合	期末特別勘定残額	32		
<p>対簿価額の額に対応する帳簿価額</p> <p>(4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$</p> <p>13</p>		交換取得資産の種類	33			
		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34		円	
		交換取得資産の価額	35			
		交換取得資産の帳簿価額	36			
<p>圧縮限度額を減額した場合</p>		交換取得資産につき支払った交換差金の額	37			
		交換取得資産に係る譲渡経費の額	38			
		計	39			
		圧縮限度額	40			
		圧縮限度超過額	41			

別表十三(四) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 (号該当)

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十三(五) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . .
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	対価の額	6		円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	7					
	譲渡に要した経費の額	8					
	計 (7) + (8)	9					
	差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
	買換資産の取得価額	14		円	円	円	円
	ある場合の取得価額	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得した土地等の面積	16					
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	17		円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18					
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
	買換取得価額	21					
	前期末の取得価額	22					
	前期末の帳簿価額	23					
	圧縮基礎取得価額 (20) × (22) / (21)	24					
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × 0.8	25					
	圧縮限度超過額 (18) - (24)	26					
	対価の額の合計額 (6の計)	27		円			円
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	28					
	特別勘定の対象となり得る金額	29					
	特別勘定に経理した金額	30					
	繰入限度額 (29) × (10) × 0.8	31					
	繰入限度超過額 (30) - (31)	32					
	特別勘定の繰入限度額	33					
	繰入限度超過額 (33) - (35)	34					
	翌期繰越額の計算	35					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	36					
	翌期繰越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)	37					
特別勘定を設けた場合	特別勘定の繰入限度額	38					
	繰入限度超過額 (33) - (35)	39					
	翌期繰越額の計算	40					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	41					

P42~P44参照

P44~P47参照

○ 別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第1号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10352	「18」の欄の金額の合計額(当該金額が「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10352	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第2号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10221	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10353	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第3号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10222	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第4号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10354	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第5号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10353	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10355	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第6号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10356	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第7号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10354	「18」の欄の金額の合計額(当該金額が「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第8号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80号」	10227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第9号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10355	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成24年旧措置法第9号該当)	「平成24年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成24年旧措置法第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10405	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第10号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10356	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10357	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第11号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10230	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第12号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10231	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第13号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10232	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第14号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10233	「18」の欄の金額の合計額(当該金額が「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第15号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第16号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第17号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第18号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第19号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10357	

※「第68条の78第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

○ 別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第1号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10358	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10358	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第2号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10240	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10359	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第3号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10241	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第4号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第5号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10359	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10361	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第6号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第7号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第8号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10253	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第9号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10361	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成24年旧措置法第9号該当)	「平成24年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成24年旧措置法第68条の80」	10255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10406	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第10号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第11号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第12号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第13号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10251	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第14号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第15号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第16号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第17号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10255	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第18号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10256	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第19号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10363	

※「第68条の79第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

別表十三(六)

13欄又は20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平 . .	取得資産のみを取得し	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡した資産の種類	2			譲渡直前の帳簿価額(8)	14	

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」※1又は「同第4項」※2
- ② 区分番号に、「10258」
- ③ 当該別表十三(六)13欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

取得資産の価額(11)	15
取得資産とともに取得した清算金の額	16
取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17
圧縮限度額 (15) - (17)	18

帳簿価額	6	譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の譲渡と	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19
譲渡に要した経費の額	7			資産の帳簿価額を減額した金額	20
計 (6) + (7)	8			取得資産の価額(11)	21

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」※1又は「同第4項」※2
- ② 区分番号に、「10258」
- ③ 当該別表十三(六)20欄の金額(当該金額が同表25欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

譲渡直前の帳簿価額(8)	22
譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23
計 (22) + (23)	24
圧縮限度額 (21) - (24)	25

取得した土地等の面積	12	場合	圧縮限度超過額 (20) - (25)	26
------------	----	----	------------------------	----

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十三(七) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業施行者の名称	1		交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23	円	
23欄 交換等をした資産の種類	2		取得資産等の価額(14)	24		
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の82第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10259」 ③ 当該別表十三(七)23欄の金額(当該金額が同表29欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合			譲渡直前の帳簿価額(10)	25		
			譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26		
			譲渡資産の対価の額(7)	27		
			(25)+(26)又は(24)-(27))	28		
			圧縮限度額(24)-(28)	29		
			圧縮限度超過額(23)-(29)	30		
			取得認定期間	31	平 : 平	
32欄			特別勘定に経理した金額	32	円	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の83第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10260」 ③ 当該別表十三(七)32欄の金額(当該金額が同表39欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合			譲り受ける宅地の価額の見積額	33		
				譲渡直前の帳簿価額(10)	34	
				譲渡資産の対価の額(7)	35	
				譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36	
			譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37		
			譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38		
			繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)	39		
			繰入限度超過額	40		
15欄			大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の82第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10259」 ③ 当該別表十三(七)15欄の金額(当該金額が同表21欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合			
細			取得した宅地の価額	14	円	
場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地との取得価額を超える場合			交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15		
圧縮限度額			譲渡直前の帳簿価額(10)	16		
			取得資産等の価額(14)	17		
額の計算			取得資産等とともに取得した交換差金の額	18		
			譲渡資産の対価の額(7)	19		
			取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×(17)/(17+(18)又は(17)/(19))	20		
			圧縮限度額(17)-(20)	21		
			圧縮限度超過額(15)-(21)	22		

別表十三(八)

18欄、26欄又は35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()	
	事業用地適正化計画認定の日	1	平	・	・	
	事業用地の所在地	2				
26欄 事業用地の面積	3					
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の84第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10364」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(当該金額が同表32欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18				
	譲渡直前の帳簿価額(14)	19				
	取得資産等の価額(17)	20				
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	21				
	譲渡資産等の対価の額(11)	22				
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \text{ 又は } \frac{(20)}{(22)} \right)$	23				
	圧縮限度額 $(20) - (23) \times 0.8$	24				
	圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25				
	交換等の年月日	10	平	・	・	
	対価の額	11				円
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の85第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10365」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(当該金額が同表42欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26			円	
	取得資産等の価額(17)	27				
	譲渡直前の帳簿価額(14)	28				
	譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29				
	譲渡資産等の対価の額(11)	30				
	$(28) + (29)$ 又は $(27) + (28) - (30)$	31				
	圧縮限度額 $(27) - (31) \times 0.8$	32				
	圧縮限度超過額 $(26) - (32)$	33				
	取得期間	34	平	・	・	
	特別勘定に経理した金額	35				円
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の84第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10364」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(当該金額が同表32欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36				
	譲渡直前の帳簿価額(14)	37				
	譲渡資産の対価の額(11)	38				
	譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39				
	譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき $(37) \times \frac{(36)}{(38)}$	40				
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(37) + ((36) - (38))$	41				
	繰入限度額 $(36) - ((39), (40) \text{ 又は } (41)) \times 0.8$	42				
	繰入限度超過額	43				
	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18				
	譲渡直前の帳簿価額(14)	19				
取得資産等の価額(17)	20					
取得資産等とともに取得した交換差金の額	21					
譲渡資産等の対価の額(11)	22					
取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \text{ 又は } \frac{(20)}{(22)} \right)$	23					
圧縮限度額 $(20) - (23) \times 0.8$	24					
圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25					
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の84第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「10364」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(当該金額が同表24欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18				
	譲渡直前の帳簿価額(14)	19				
	取得資産等の価額(17)	20				
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	21				
	譲渡資産等の対価の額(11)	22				
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \text{ 又は } \frac{(20)}{(22)} \right)$	23				
	圧縮限度額 $(20) - (23) \times 0.8$	24				
	圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25				
	交換等の年月日	10	平	・	・	
	対価の額	11				円

別表十三(八) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

<p>① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書</p>			事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
<p>交換の年月日 1 平 . .</p>			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		円
<p>13欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の84第1項」※1又は「同第4項」※2 ②区分番号に、「10263」 ③当該別表十三(九)13欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>			交換取得資産と圧縮の限度額	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14		
			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産の価額 (11)	15		
			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16		
			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17		
			交換取得資産と圧縮の限度額	圧縮限度額 $(15) - (17)$	18		
			交換取得資産と圧縮の限度額	圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19		
<p>20欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の84第1項」※1又は「同第4項」※2 ②区分番号に、「10263」 ③当該別表十三(九)20欄の金額(当該金額が同表25欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20		
			交換取得資産と圧縮の限度額	交換取得資産の価額 (11)	21		
			交換取得資産と圧縮の限度額	譲渡直前の帳簿価額 (8)	22		
			交換取得資産と圧縮の限度額	交換とともに支出した交換差金の額	23		
			交換取得資産と圧縮の限度額	計 $(22) + (23)$	24		
			交換取得資産と圧縮の限度額	圧縮限度額 $(21) - (24)$	25		
			交換取得資産と圧縮の限度額	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26		
<p>資 産 の 明 細</p> <p>譲渡した所有隣接土地等の面積 5</p> <p>譲渡直前の譲渡に要した経費の額 7</p> <p>取得資産の価額 11</p> <p>取得した土地等の面積 12</p>			平方メートル	円	円	円	円

別表十三(十)

17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細						
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等	
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4					
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7					
差引取得価額 (6)-(7)	8					

譲渡土地等の明細

譲渡土地等の譲渡年月日	9	平	17欄	平	平	平
-------------	---	---	-----	---	---	---

譲渡土地等の所在地	10					
-----------	----	--	--	--	--	--

譲渡利益金額の計算	対価の額	11					円
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	12				
		譲渡に要した経費の額	13				
		計 (12)+(13)	14				
	譲渡利益金額 (11)-(14)	15					

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85第1項」※1又は「同第7項」※2
 ②区分番号に、「10264」
 ③当該別表十三(十)17欄の金額(当該金額が同表21欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円

先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
----------------------------------	----	--	--	--	--	--

圧縮限度額の計算	(15)の計)×(80%又は60%)	18				
----------	--------------------	----	--	--	--	--

圧縮限度額の計算	(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
----------	----------------	----	--	------	--------	----------	------------

圧縮限度額の計算	(18)-(19)	20				
----------	-----------	----	--	--	--	--

個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21					
----------------------------------	----	--	--	--	--	--

圧縮限度超過額 (17)-(21)	22					
----------------------	----	--	--	--	--	--

別表十三(十一)

5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・

法人名

()

別表十三(十一)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額 (3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額の計算 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

法 0301-1311

5欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の94第1項」
- ②区分番号に、「10366」
- ③当該別表十三(十一)5欄の金額(当該金額が同表7欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

別表十三(十二)

8欄、13欄又は17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

法人名

別表十三(十二) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第1項」
 ② 区分番号に、「10271」
 ③ 当該別表十三(十二)8欄の金額(当該金額が同表7欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

助成金等の名称	1	告示年月日	4	平	・	・
		告示番号	5	第		号
		交付を受けた助成金等の額	6			円

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算

帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18	
損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)		

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第4項」※1又は「同第6項」※2
 ② 区分番号に、「10273」
 ③ 当該別表十三(十二)17欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成の伴い、課税の特例の適用を受ける場合

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第2項」※1又は「同第3項」※2
 ② 区分番号に、「10272」
 ③ 当該別表十三(十二)13欄の金額(当該金額が同表15欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成の伴い、課税の特例の適用を受ける場合

転廃業助成金の額	10		繰入限度額	18	
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11				
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13				
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14				
圧縮限度額の計算 圧縮限度額 (14)又は((14) - 1円)	15				
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16				

別表十四の二

26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名
-------------	---	---	-----

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額	14	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額	2		$(8) \times \frac{6.25}{100}$		
	そ の 他 (1)			連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{100}$ 相 当 額	15	
	完 全 支 配 関 係 法 人 等 対 する 寄 附 金 額					
	連 結 所 得 金 (別表四の)					
	寄 附 金 支 出 額 (マイナ)					
同 上 の 2.5						
同 上 の 月 (10) ×						
同 上 の $\frac{2.5}{1.0}$						
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13		額	(21) + (22) + (23)	24	

26欄

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第68条の96第1項」※1又は「第68条の96第1項」※1、2

②区分番号に、「10381」※1又は「10407」※2

③当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください。

※1 「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※2 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

指 定 寄 附 金 等 に 関 する 明 細					
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額	
				25	
				円	
				計	

特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 対 する 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 対 する 支 出 金 の 明 細				
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
				26
				円
				計

そ の 他 の 寄 附 金 の うち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く 。) 対 する 支 出 金 の 明 細				
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 結 法 人 名						
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円	(17) の うち 当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額 に 係 る 部 分 に 相 当 す る 金 額	34	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額	28		$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$		
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29		損 金 不 算 入 額 (21) の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 金 額	35	
	計 (27) + (28) + (29)	30		$(21) \times \frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$		
	国 外 関 連 者 対 する 寄 附 金 額	31		個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)	36	
	(30) の 寄 附 金 額 の うち 同 上 の 寄 附 金 以 外 の 寄 附 金 額 (30) - (31)	32				
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 対 する 寄 附 金 額	33					

別表十四の二 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名 ()

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(34)欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産		1				
構造		2				
目		3				
取得年月日		4				
事業の用に供した年月		5				
耐用年数		6	年	年	年	年
取得価額又は製作価額		7	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額		8				
差引取得価額(7)-(8)		9				
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10				
期末現在の積立金の額		11				
積立金の期中取崩額		12				
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)		13	外△	外△	外△	外△
損金に計上した当期償却額		14				
前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外
合計(13)+(14)+(15)		16				
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等		17				
残存価額		18				
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$		19				
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-17		20				
旧定額法の償却率		21				
算出償却額(25)×(26)		27	円	円	円	円
増加償却額(27)×割増率		28	()	()	()	()
計(27)+(28)		29				
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)		30				
特別償却額(特別償却法による)		31	条	項	条	項
特別償却限度額		32	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33				
合計(30)+(32)+(33)		34				
当期償却額		35				
償却不足額(34)-(35)		36				
償却超過額(35)-(34)		37				
前期からの繰越額		38	外	外	外	外
当期内容超額 償却不足によるもの		39				
積立金取崩しによるもの		40				
差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)		41				
翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額		42				
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		43				
差引翌期への繰越額(42)-(43)		44				
翌期額への内繰		45	平	平	平	平
当期分不足額		46				
格組繰り組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39)と(32)のうち少ない金額)		47				
備考						
P57~P61参照						
※ 当該別表十六(一)32欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。						
P61参照						

別表十六(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「32」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	
第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)		10414	
「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」		10277	
第68条の10第1項第1号ロ		10386	
第68条の10第1項第1号ハ		10417	
第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)		10420	
「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」		10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「32」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「32」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「32」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」)	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」)	10446	
	第68条の35第1項 (同条第3項第2号イ)	10449	
	第68条の35第1項 (同条第3項第2号ロ)	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 (同条第3項第3号)	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「32」の欄の金額

○ 別表十六(一)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額

別表十六(二)

36欄又は37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十六(二) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産と區別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1									
構造	2									
細目	3									
取得年月日	4									
事業の用に供した年月	5									
耐用年数	6		年		年		年		年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円	外
圧縮記帳による額	8									
積立金計上額	9									
償却計算の対象となる額	10									
期末現在の帳簿記載金額	11									
期末現在の積立金の額	12									
積立金の期中取崩額	13	外△		外△		外△		外△		外△
差引帳簿記載金額	14									
損金に計上した当期償却額	15	外		外		外		外		外
前期から繰り越した償却超過額	16									
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17									
償却計算の基礎となる金額	18									
平成19年3月31日以前取得分の	19									
旧定率法の償却率	20									
算出償却額	21		円		円		円		円	円
増加償却額	22	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	23									
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>P63~P67参照</p> <p>※ 当該別表十六(二)36欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。</p> </div>										
改定償却額	31		円		円		円		円	円
増加償却額	32	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	33									
当期分の普通償却限度額等	34									
特別償却限度額	35	条	項	条	項	条	項	条	項	条
特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外	円	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37									
計	38									
当期償却額	39									
償却不足額	40									
償却超過額	41									
前期からの繰越額	42	外		外		外		外		外
当期償却不足によるもの	43									
積立金取崩しによるもの	44									
差引合計翌期への繰越額	45									
翌年に繰り越すべき特別償却不足額	46									
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47									
差引翌期への繰越額	48									
翌期額の内繰記	49									
当期分不足額	50									
格組再編成により引き継ぐべき	51									
合併等特別償却不足額										
備考										

P67参照

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「36」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)	10414	
	「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」	10277	
	第68条の10第1項第1号ロ	10386	
	第68条の10第1項第1号ハ	10417	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)	10420	
	「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」	10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「36」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「36」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「36」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」）	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10446	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号イ）	10449	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号ロ）	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 （同条第3項第3号）	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「36」の欄の金額

○ 別表十六(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「37」の欄の金額

別表十六(三)

32欄又は33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1						
資産構造	2						
区分	3						
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5						
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7						
差引取得価額 (6)-(7)	8						
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9						
期末現在の積立金の額	10						
積立金の期中取崩額	11						
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13						
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
合 計 (12)+(13)+(14)	15						
鉱山の寿命数	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
当期分の普通償却限度額	21						
当期分の特別償却限度額	22						
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30						
特別償却特別償却増上償額 租税特別措置法適用条項	31	(条 項)		(条 項)		(条 項)	
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合 計 (30)+(32)+(33)	34						
当期償却額	35						
償却不足額 (34)-(35)	36						
償却超過額 (35)-(34)	37						
前期からの繰越額	38	外		外		外	
当期償却不足によるもの	39						
積立金取崩しによるもの	40						
差引合計翌期への繰越額 (37)+(39)-(40)	41						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39)) と (32 + 33) のうち少ない金額	42						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
翌期繰越不足額 平 . . . 平 . . .	45						
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39)) と (32) のうち少ない金額	47						
備考							

P69~P73参照

※ 当該別表十六(三)32欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。

P73参照

別表十六(三) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「32」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)	10414	
	「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」	10277	
	第68条の10第1項第1号ロ	10386	
	第68条の10第1項第1号ハ	10417	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)	10420	
	「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」	10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「32」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「32」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「32」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」）	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10446	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号イ）	10449	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号ロ）	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 （同条第3項第3号）	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「32」の欄の金額

○ 別表十六(三)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額

別表十六(四)
28欄又は29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(四)
平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	契約年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5							
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
		圧縮記帳による積立金計上額	7						
		差引取得価額 (6)-(7)	8						
		見積残存価額	9						
		償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10						
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平	:	平	:	平	:
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13						
		差引取得価額 (12)-(13)	14						
		残価保証額	15						
	償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)	16							
リース期間定額法	取得価額	17	外		外		外		外
	残価保証額								
	償却額計算の基礎となる金額								
帳簿記載金額	期末現在								
	期末現在								
	積立金								
	差引帳								
	リース期間又は改定リース期間の月数	24	()	月	()	月	()	月	
	当期におけるリース期間は改定リース期間の月数	25							
	当期分の普通償却限度額 (10)、(16)又は(19)× $\frac{24}{25}$	26		円		円		円	
当期分の償却限度額	特別償却限度額	27	()	条	()	条	()	条	
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29							
	合計 (26)+(27)+(29)	30							
	当期償却額	31							
差引	償却不足額 (30)-(31)	32							
	償却超過額 (31)-(30)	33							
償却超過額	前期からの繰越額	34	外		外		外		
	当期内容積立金	35							
	積立金取崩しによるもの	36							
	差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)	37							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)-(35))と(28)+(29)のうち少ない金額	38							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40							
翌期繰越額の	繰越額	41	平	・	平	・	平	・	
	当期分不足額	42							
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)-(33))と(28)のうち少ない金額	43							
	備考								

P75~P79参照
※ 当該別表十六(四)28欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。

P79参照

○ 別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「28」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	
第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)		10414	
「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」		10277	
第68条の10第1項第1号ロ		10386	
第68条の10第1項第1号ハ		10417	
第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)		10420	
「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」		10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「28」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「28」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「28」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」）	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10446	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号イ）	10449	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号ロ）	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 （同条第3項第3号）	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「28」の欄の金額

○ 別表十六(四)「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「29」の欄の金額

別表十六(五)

30欄又は31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
		(7)-(8)							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△
		(10)-(11)-(12)							
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外	外	外
合計	16								
		(13)+(14)+(15)							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
旧償却額計算	18								
		旧定額法又は旧定率法の償却額							
当期分の普通償却限度額	25								
	26	円	円	円	円	円	円	円	円
	27								
	28	円	円	円	円	円	円	円	円
	29								
	30	()	()	()	()	()	()	()	()
特別償却限度額	31								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	32								
合計	33								
		(29)+(30)+(31)							
差引取得価額×50%	34	(9)× $\frac{50}{100}$							
当期償却可能限度額	35								
当期の通常償却額	36	(32)又は(34)のうち少ない金額							
取り替えた新たな資産に係る損金算入額	37								
償却限度額	38	(35)+(36)							
当期償却額	39								
償却不足額	40	(37)-(38)							
償却超過額	41	(38)-(37)							
前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外	外	外	外
当期認められる償却不足によるもの	43								
積立金取崩しによるもの	44								
差引合計翌期への繰越額	45	(40)+(41)-(42)-(43)							
翌年に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(42)と(43)+(44)のうち少ない金額)	46								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額	48	(45)-(46)							
翌繰内期繰越額の	49	平 ・ ・ 平 ・ ・							
当期分不足額	50								
		適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((48)-(49)と(50)のうち少ない金額)							
備考									

P81~P85参照

※ 当該別表十六(五)30欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。

P85参照

別表十六(五) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「30」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号イ)	10414	
	「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」	10277	
	第68条の10第1項第1号ロ	10386	
	第68条の10第1項第1号ハ	10417	
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号ハ)	10420	
	「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」	10280	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	「30」の欄の金額
	「第68条の10第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の17第1項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第68条の26第1項	10312	「30」の欄の金額
特定信頼性向上設備の特別償却	第68条の26第1項	10434	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	10315	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	10119	
	平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	10318	
	「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第2号)	10398	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第3号)	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	第68条の27第2項第2号	10440	
医療用機器等の特別償却	「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」	10324	
	「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	「30」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」）	10443	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10446	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号イ）	10449	
	第68条の35第1項 （同条第3項第2号ロ）	10452	
	平成23年旧措置法第68条の35第1項 （同条第3項第3号）	10455	
	「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10458	
	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 （「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	10461	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	「30」の欄の金額

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「31」の欄の金額

別表十六(七)
8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受け、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	目次	取得価額								
			取得価額又は製作価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	差引改定取得価額 (5)-(6)	円	円	円	円	円	
資産区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月	4									
取得価額	取得価額又は製作価額	5									
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6									
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7									
資産区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月	4									
取得価額	取得価額又は製作価額	5									
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6									
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7									
資産区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月	4									
取得価額	取得価額又は製作価額	5									
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6									
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7									
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額			8								円

8欄

中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102の2第1項」
- ②区分番号に、「10274」
- ③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)を記載してください。

(注) 適用額は年300万円が上限となりますのでご注意ください。

別表十六(九)

8欄又は9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十六(九)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項		1	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	計
	種 類	類	2	号	項	号	項	
区 分	構造・区分・設備の種類		3					
	細目		4	P88～P92参照				
	事業の用に供した年月日		5					
	耐用年数		6	年	年	年		
当	期	積	7	円	円	円	円	
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額		8					
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額		9					
	積	立	10					
差 引	限度	超過	11					
	積 立 不 足 額	割増償却の場合	12					
		初年度特別償却の場合	13					
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額		14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額		15					
	差引翌期への繰越額		16					
	翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳	平	平	17				
当		期	18					
計		19						
当期積立額のうち損金算入額		(7)と(10)のうち少ない金額)	20					
合併等特別償却準備金積立不足額		(8)-(7)	21					
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積立事業年度		22	平	平	平		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額		23		円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額		24					
	当 期 益 金 算 入 額	均等益金算入による場合	25					
		同上以外の場合による益金算入額	26					
		合計		27				
	期末特別償却準備金の金額		(24)-(27)	28				

P88～P92参照

P93～P102参照

○ 別表十六(九)「8」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号)	10014	「8」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号)	10018	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号)	10022	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号)	10026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第1号イ)	10384	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第6項(同条第1項第1号イ))	10415	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」)	10278	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第1号ロ)	10387	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第1号ハ)	10418	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第6項(同条第1項第1号ハ))	10421	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」)	10281	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」)	10284	「8」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の10第1項第2号」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」)	10287	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10292	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10425	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10429	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の16第1項第1号)	10396	
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」)	10301	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の17第1項)	10304	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の20第1項)	10374	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の24第1項)	10307	「8」の欄の金額(区分ごとの合計)
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の25第1項)	10377	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の25第2項)	10310	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10313	
特定信頼性向上設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10435	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ))	10316	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」))	10120	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ))	10319	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」))	10322	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10399	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10402	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第2項第1号)	10438	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第2項第2号)	10441	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」)	10325	「8」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」)	10328	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10331	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10334	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10337	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「第68条の35第3項第1号」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号」)	10444	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」)	10447	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の35第3項第2号イ)	10450	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の35第3項第2号ロ)	10453	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の35第3項第3号)	10456	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (「平成25年旧措置法第68条の35第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項」)(「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	10459	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 （「第68条の35第3項」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項」（「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」））	10462	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10343	「8」の欄の金額(区分ごとの合計)

○ 別表十六(九)「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号)	10015	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第2号)	10019	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号)	10023	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号)	10027	
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第1号イ)	10385	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第6項(同条第1項第1号イ))	10416	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」)	10279	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第1号ロ)	10388	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第1号ハ)	10419	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第6項(同条第1項第1号ハ))	10422	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号ロ」)	10282	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」)	10285	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の10第1項第2号」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」)	10288	
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の11第1項(「第42条の6第1項第1号」又は「平成24年旧措置法第42条の6第1項第1号」))	10032	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10035	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10038	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10041	
事業基盤強化設備等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第1号)	10046	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第2号)	10049	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第3号)	10052	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第4号)	10055	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第5号)	10058	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第6号)	10061	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第7号)	10064	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第8号)	10067	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10083	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10293	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10426	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10430	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項第1号)	10088	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第68条の16第1項第1号)	10299	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の16第1項第1号)	10397	
船舶の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項第2号)	10091	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の16第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の16第1項第2号」)	10302	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の17第1項)	10094	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の17第1項)	10305	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の19第1項)	10097	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の20第1項)	10100	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の20第1項)	10375	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の21第1項)	10103	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の21第2項)	10106	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の21第3項)	10109	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の24第1項)	10112	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の24第1項)	10308	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の25第1項)	10378	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の25第2項」又は「平成23年旧措置法第68条の26第1項」)	10311	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10314	
特定信頼性向上設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10436	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項第1号イ))	10118	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ))	10317	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」))	10121	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項第1号ハ))	10124	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成25年旧措置法第68条の27第1項(平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ))	10320	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項第1号ニ))	10127	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の27第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の27第1項」(「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」))	10323	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第68条の27第1項(平成24年旧措置法第45条第1項第2号))	10130	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10400	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第68条の27第1項(平成24年旧措置法第45条第1項第3号))	10133	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10403	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第2項第1号)	10439	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第2項第2号)	10442	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号)	10139	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の29第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第1号」)	10326	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号)	10142	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の29第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の29第1項第2号」)	10329	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号)	10145	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第2項)	10148	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第3項)	10151	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
経営基盤強化計画を実施する指定 中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第68条の 30第1項)	10154	「9」の欄の金額(区分ごとの 合計)
障害者を雇用する場合の機械等の 割増償却等	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 31第2項第1号)	10160	
	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 31第2項第2号)	10163	
	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 31第2項第3号)	10166	
	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 31第2項第4号)	10169	
	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」	10332	
支援事業所取引金額が増加した場 合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」	10172	
事業所内託児施設等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 33第1項)	10175	
次世代育成支援対策に係る基準適 合認定を受けた場合の建物等の割 増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」	10335	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償 却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の 34第1項)	10178	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」	10338	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3 項」又は「第12項」 (「第68条の35第3項第1 号」、「平成25年旧措置法第 68条の35第3項第1号」又は 「平成23年旧措置法第68条の 35第3項第1号」)	10445	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項第2号」)	10448	「9」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の35第3項第2号イ)	10451	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の35第3項第2号ロ)	10454	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の35第3項第3号)	10457	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第68条の35第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項」(「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」))	10460	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第68条の35第3項」、「平成25年旧措置法第68条の35第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第3項」(「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」))	10463	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10344	

国税庁ホームページへの掲載

「連結法人における適用額明細書の記載の手引」につきましては、以下の国税庁ホームページに掲載されております(適用額明細書の様式もダウンロードできます。)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

新着情報

訪問者別に調べる

税目別に調べる

所得税 法人税
源泉所得 消費税
税 譲渡所得
印紙税 相続税
酒税 贈与税

パンフレット・手引き

税法・通達等・質疑応答事例

申請・届出様式

タックスアンサー

確定申告書等作成

クリック

東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ

■ 東日本大震災への対応(首相官邸ホームページ)

■ 「納税環境整備に関する国税通則法等の改正」について

トピックス トピックス一覧

消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)

税務職員を装った「振り込み詐欺」や、(にせ)税務職員などにご注意ください(重要)

ご紹介します
税の役割と税務署の仕事

国税庁
新着情報
メールマガジン

国税庁概要・採用

- ▶ 国税庁の紹介
- ▶ 採用案内
- ▶ 所管特別民法法人
- ▶ 税務大学校
- ▶ 国税不服審判所

活動報告・発表・統計

- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国税庁の実績の評価
- ▶ 国税庁レポート
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 報道発表資料

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

報告

訪問者別に調べる

税目別に調べる

所得税 法人税
源泉所得 消費税
税 譲渡所得
印紙税 相続税
酒税 贈与税

パンフレット・手引き

税法・通達等・質疑応答事例

申請・届出様式

タックスアンサー

確定申告書等作成

ホーム > 税について調べる > パンフレット・手引き

パンフレット・手引き

クリック

広報関係	所得税関係	源泉所得税関係	譲渡・山林所得関係	相続税・贈与税関係
法人税関係	消費税関係	印紙税関係	酒税関係	間接諸税関係
認定NPO法人関係	法定調書関係	電子申告等関係	その他	

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe

法人税関係

改正の概要関係

- ▶ [平成25年度 法人税関係法令の改正の概要\(平成25年5月\)](#) **NEW**
- ▶ [平成24年度 法人税関係法令の改正の概要\(平成24年5月\)](#)
- ▶ [平成23年度 法人税関係法令の改正の概要\(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律関係\)\(平成24年2月\)](#)
- ▶ [平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A\(平成24年2月\)\(PDF/867KB\)](#)

適用額明細書関係

- ▶ [連結法人における適用額明細書の記載の手引\(平成25年4月1日以後終了事業年度分\)\(平成25年7月\)](#)
- ▶ [適用額明細書の記載の手引\(平成25年4月1日以後終了事業年度分\)\(平成25年6月\)](#)
- ▶ [適用額明細書の記載にご注意ください\(平成25年6月\)\(PDF/556KB\)](#)